

南北朝正閏論争と官学アカデミズム史学の文化史的展開 (1)

山口, 道弘
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/4370977>

出版情報 : 法政研究. 87 (4), pp.502-441, 2021-03-15. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

南北朝正閏論争と官学アカデミズム史学の 文化史的展開(1)

山 口 道 弘

序

第1章 田中義成と児島高德抹殺論批判

第1節 履歴

第2節 業績

第3節 思想

1. 改良の進化論

2. 戦略と戦術との参考例

3. 現実主義

第2章 南北朝正閏論争の背景と経過

第1節 研究史と本論文の目的

第2節 基本的概念

1. 正閏

2. 論争に於ける4つの正閏判断

第3節 政治史的背景及び経過

1. 国定教科書の制定

2. 論争の背景

3. 論争の政治過程

第3章 正閏論争に対する官学アカデミズム史学第1世代の対応

第1節 田中義成

第2節 三上参次

第3節 喜田貞吉

1. 履歴

- 2. 思想と業績 (2 (2) まで本号)
- 第4章 正閥論争に対する人格主義者の対応
 - 第1節 井上哲次郎
 - 1. 履歴
 - 2. 思想と業績
 - 第2節 井上門下
 - 1. 丁酉倫理会
 - 2. 帝国文学会
- 第5章 正閥論争に対する官学アカデミズム史学第2世代の対応
 - 第1節 停滞と刺戟
 - 1. 「史料の運搬夫」
 - 2. 限定的影響
 - 第2節 文化史
 - 1. 2つの史観と第3の方法
 - 2. 黒板勝美
 - 3. 三浦周行
 - 第3節 官学アカデミズム史学の世代交替
 - 第4節 第2世代以後の官学アカデミズム史学

序

本論文は、三上参次が定礎した官学アカデミズム史学⁽¹⁾の、明治30年代以降に於ける展開過程を扱う。

要旨 (第1章)

第1章では、官学アカデミズム史学の浸透を、「太平記の復活」(児島高德抹殺論の否定)に依って例証する。即ち、嘗て重野安繹が主張した所の児島高德抹殺論は行過ぎであった、とする田中義成の主張が、その周囲の歴史家達に容れられた事に、

(1) 山口道弘「三上参次と官学アカデミズム史学の成立」法政研究第86巻第4号(令2)。

予てより抹殺論を批判してきた三上參次に対する広汎な賛同を見、修史館史学から官学アカデミズム史学への転換の完了、官学アカデミズム史学の確立の劃期を見出す。

要旨と基礎的概念 (第2章～第5章)

かくて確立した官学アカデミズム史学の裡には、しかし、既にして現状革新への胎動が生じていた。三上・田中と云った官学アカデミズム史学第1世代に対し、黑板勝美・三浦周行等から成る第2世代が勃興したのである。そして南北朝正閏論争(明43-44)で、両者の対立が露顕した。対立の原因は、(1) 応用史学の目的たる国民像の相違にあった。

新興の第2世代が望んだ国民は、善を選び・実行する自律的な行為主体であり、その結果として、第2世代は南朝正統論を支持した。これに対し、第1世代は、国民に自律的主体たるを求めなかった。第1世代の歴史家は、或は、国民は、自覚の有無を問わず、善人(「善良なる國民」)であれば、即ち、幼少時から日本に纏わる美事善行を刷込まれた結果として国家に愛着を抱き、善行を模倣しさえすれば充分だ、と考え(三上參次、喜田貞吉)、又或は、国民を現実主義者たらしめんと欲したが(田中義成)、何れにせよ、道徳的自覚や主体性には関心が薄く、こうした態度が、論争に於ては南北並立論支持に帰結した。

国民を主体たらしめる為に、第2世代は南朝正統論を主張したが、その主張を為すに当って、彼等は、官学アカデミズム史学に(2) 文化史を導入した。

抑も、明治3、40年代に於ける人文社会科学の方法論は、人間の心の把握法、及び、因果法則定立への志向如何に依って、大まかに以下の3類型に整理し得る。

第1類型は人格主義(理想主義)であり、その主張は以下の様なものであった。

I-1 人の心(内面)は、外部からは認識され得ない、ブラックボックスの様なものだ。

I-2 精神世界と物質世界とは峻別さるべきである。この内、精神世界は、時間と空間とを超越した、永遠なる者からなる世界である。時間的な経過が観念されない以上、因果も因果法則も、この世界には縁が無い。

I-3 心は精神世界の存在者である。精神世界に帰属するが故に尊重されるべきだ、と云う意を含む時に、心は人格とも呼ばれる。

I-4 他人の心は認識の対象たり得ない (I-1)。しかし、人格 (心) と人格 (心) とは、何等かの精神世界の存在者を媒介とすれば、^{コミュニケーション}通い合うことが可能である。精神世界の存在者を媒介とする交通を、「同情」Sympatie、「感情移入」Einfühlung、「共感共鳴」等と呼ぶ。人格 (心) は、精神世界の存在者として時間と空間とを超越するので、過去の人格とも共感共鳴し得るが、これは「追体験」Nacherlebenと称される。

I-5 歴史学は、自己の人格を過去の人格と共感共鳴 (追体験) させ、その体験を、現在の読者の人格にも響く様に記述せねばならない。

明治大正の日本に影響を与えた人格主義者としては、直感的な感情移入の美学・心理学を説き、阿部次郎や西田幾多郎に影響したリップスが知られる。本論文の主題たる正閏論争では、哲学者の井上哲次郎、宗教学者の姉崎正治等が人格主義の立場から発言している。彼等は皆、正閏論争に於いては南朝正統論者であった。

彼等人格主義者の主張は、人格間の共感共鳴を重んずる、明治20年代の政治評論家の主張と殆ど変わらない。両者は、大まかに云えば共に理想主義なのである。ただ、両者は以下の2点で相違した。

第1に、物質世界に対して精神世界 (理想) を重んずる度合いが、人格主義者の方が強い。精神世界を崇ぶ余り、人格主義者は、未だ精神世界に到達し得ずに懊悩する状態をも、これを憧憬と名付けて尊んだ程である。⁽²⁾これに比べれば、明治20年代の政治評論家にとっての精神世界は、物質世界 (現実) の目的を首尾よく遂行する為の手段と云う側面が強かった。又、彼等は、インスピレーションが得られない状態を、それとして尊んだりする様なロマン主義者でもなかった。

第2に、人格主義者には、精神世界を人文学の排他的な研究領域として確保せんとする傾向があった。抑も西欧の人格主義は、例えばリッカートの文化科学論の如く、学术界を席捲する自然科学の猛威から人文学を守る目的で唱えられた、と云

(2) 長尾宗典・「憧憬」の明治精神史——高山樗牛・姉崎嘲風の時代 (べりかん社、平28)。

う側面を有つが、かかる本家由来の防衛機制を、日本の人格主義も継承したのである。人格主義と同じく政治評論家も共感共鳴を重んじたが、しかし、法則科学（自然科学）への排除姿勢は薄い。

第II類型は科学主義（現実主義）であり、その主張は以下の如く、人格主義と鋭く対立する。

- II-1 人格主義の想定する如き、神秘的で私秘的な心なるものの存在は認められない。
- II-2 精神的なものは物質に還元されねばならない。
- II-3 心は、認識の対象から排除されるか、さもなければ肉体の作用に還元される。
- II-4 他人の心は関心の埒外に置かれるか、さもなければ何らかの神経作用に還元され、因果法則に依る説明（被覆説明）の対象となる。
- II-5 歴史学も、人間を物質世界の一部として把握し、過去の人間の行動を究極的には物質的なものに還元した上で、そこに何らかの法則性を見出す事を目的とすべきである。

科学主義の影響は特に指摘する迄もなからう。歴史学に限っても、経済活動を人間行動の究極的な基礎と看做す経済史が、明治30年代以降、坪井九馬三や河上肇に依って紹介されている。

以上2類型の対立は、自然科学と人文学との、永遠の対立の一齣であったが、この両極の間を行こうとしたのが、**第III類型**で、これを本論文では文化史（社会学主義）と呼ぶ。文化史の主たる主張は以下の通りである。

- III-1 心はブラックボックスである。しかし、人格主義とは異なり、他人の心を外部から近似的に認識する事は可能である。
- III-2 精神世界と物質世界とは区別される。しかし、人格主義とは異なり、両者の間の壁を乗り越え不可能だとは考えない。
- III-3 上記III-2の如き前提の下で、心を精神世界に帰属させる。

III-4 他人の心は直接には認識し得ない。しかし、社会集団の一員としての他人の行為の意味であれば、社会的文脈に照らして理解し得る。人格主義の主張する様に、直観や共感共鳴に頼らずとも、他人の心は、或る程度は分かる。勿論、科学主義の様に、内面を捨象して説明する必要は無い。

III-5 歴史学の目的は、社会的文脈（社会規範、社会心理）を明らかにし、それに照らして各時代の人間活動の意味を理解する事に求められる。国民毎に異なる社会心理は、国民精神、国民性等と呼ばれる。

第三類型の発想を体系化したものが、マックス・ヴェーバーの提唱した理解社会学である。ヴェーバーは、「主観的に思念された意味も、平均的に理解された連関という形をとれば、すなわち大多数の人々がどう解釈しているかに注目すれば、第三者にも特定しやすくなる。こうした解釈は複数の人間の間で共有されたり、共有されることをめざしたりすることが多い。だから、言語化されて記録されやすい。それらを使えば、解釈された内容もある程度特定できる」、と主張し、「意味を何か別のものに還元する必要はない。ただ、その特定の側面や特定の形態に注目すれば、第三者による検証や同定が部分的にできる。そういう限定された形であれば、社会学でも客観的に近い記述や分析ができる。そう位置づけた⁽³⁾」。

我国に於けるヴェーバー学説の本格的受容は大正に入ってからであるから、明治末年に生じた正閏論争には理解社会学は影響していない。しかも、我が歴史家の多くは、哲学的議論（認識論）に対し、ヴェーバーほど深い関心を示さなかった。尤も、そうした姿勢は、「現在いうところの「文化人類学」」に社会進化論を掛け合わせた様な性質を持つ民族心理学（ヴント）⁽⁴⁾や、諸国民の社会心理の発展経路の比較を通じて一般的な発展法則定立を目指した文化史（ランプレヒト）も共有する所ではあって、この内、ランプレヒトの議論には、官学アカデミズム史学第2世代に属する黑板勝美が、明治41年から2年間の欧米留学中に接している。そこで、本論文では、

(3) 佐藤俊樹・社会学の方法——その歴史と構造（ミネルヴァ書房、平23）159頁。

(4) ヴォルフガング・シュヴェントカー（野口雅弘ほか訳）・マックス・ウェーバーの日本——受容史の研究1905-1995（みすず書房、平25）第2章。

(5) 高橋淳子・心の科学史——西洋心理学の背景と実験心理学の誕生（講談社、平28）210頁。

第III類型を文化史に依って代表させた。

この様に、第2章から第5章では、正閏論争を契機として、(1) 国民を主体たらしめんと欲し、その目的に適う手段として、(2) 文化史を導入した新世代(第2世代)が官学アカデミズム史学の中に出現したことを証明する。

登場する主要な官学アカデミズム史学者

序の最後に、以下で取上げる官学アカデミズム史学第1世代と第2世代の歴史家の主たる者を列举しておく。この内、喜田貞吉の頭に*を付けた理由は、彼が年代的には第2世代に属するにも拘わらず、後述の如く、その学問は第1世代を踏襲しているからである。

[第1世代]

田中義成 (安政7年~大正8年)

主要勤務先：東大国史学科・史料編纂掛

三上参次 (慶応元年~昭和14年)

明治22年 帝国大学文科大学和文学科卒

主要勤務先：東大国史学科・史料編纂掛

[第2世代]

三浦周行 (明治4年~昭和6年)

明治26年 帝国大学文科大学国史科 (撰科) 修了

主要勤務先：史料編纂掛→京大史学科

* **喜田貞吉** (明治4年~昭和14年)

明治29年 帝国大学文科大学国学科卒

主要勤務先：文部省図書課→京大史学科→東北大國史学科

黑板勝美 (明治7年~昭和21年)

明治29年 帝国大学文科大学国史科卒

主要勤務先：東大國史学科

第 1 章 田中義成と児島高德抹殺論批判

重野安繹に依る児島高德の抹殺に対しては、官学アカデミズム史学者の三上参次や萩野由之が夙に批判を加えていたが、そうした批判の決定版が、田中義成が明治43年に公表した論文「児島高德」（歴史地理第15巻第1号）である。

第 1 節 履歴

田中義成は、太政官正院修史局の写字生を振出しに史料の蒐集・編纂に携わり、その作業を通じて叩上げられた歴史家である。修史事業が大学に移ると、田中も大学に移り、以後は帝国大学文科大学の教員と史料編纂官とを兼ね、大正9年に在官のまま没した。

史料編纂に於いては、田中は、修史事業「生へ抜き⁽⁶⁾の……相談相手」として主任の三上参次を支え、大日本史料の編纂・刊行を軌道に乗せた。又、研究教育分野では、大日本史料の編纂の成果を反映した、精密な講義を通じて後進を薫育した。その講義録は、門下の手で編纂され、南北朝時代史以下4冊として歿後に出版されている。

第 2 節 業績

太平記の復活

明治10年代に始まる継続的な史料蒐集・編纂活動の御蔭で、明治3、40年代の官学アカデミズム史学者は、修史館史学者よりも多くの史料を参照し得る様に成っていた。その結果、修史館史学者に依って一旦は其の事実性が否定された歴史叙述も、別の良質な史料を加えて総合的に検討（史料批判）するならば、事実と見てよいとされる事例が出て来た。修史館史学者がフィクションとして貶価した太平記なども、「よく視ると事實はいくらも傳へられてあつて文書類と符合する箇所が續々出て来る〔、〕それは太平記が在ればこそといふ所がりをりをあつて實に有り難い史料だ、決して捨てたものでない⁽⁷⁾」と、事実を語る史料として見直される様になった。

(6) 杉浦鋼太郎「三上参次博士に關することども」『歴史地理』第8巻第5号（昭13）7頁。

(7) 梶の屋「南北朝時代史料」『史學界』第4巻第2号（明35）145頁。

田中は、そうした新潮流に棹さしたひとりである。田中曰く、確かに重野の抹殺論は、それが発表された当時としては論争的価値があり、「國史研究の一新時期を開かれたるは、實に抹殺の二字に在り、且明治の史學史上に、特筆大書すべきも、亦唯抹殺の二字に在」⁽⁸⁾った、「然るに、今や抹殺革新の時代は既に去りて、平心研究の時代に入り、一旦抹殺せられたりし太平記も、次第に文書記録に接近し、太平記中には、杜撰捏造と思はれたる記事にして、儼として徵證を存せるもの、續々として發見せられつゝあり」、と。田中に依る児島高德復活論も、こうした周囲の流れに乗っていた。嘗て重野安繹は、太平記にしか登場しない事のみを以て児島高德の事実性を抹殺したが、これを見直そうと云うのである。

尤も、田中の児島高德復活論は、ただ太平記の記事を信用すると云った素朴な議論ではなかった。これに就いては、岡部精一（明28帝大國史科卒）に依る以下の纏めが要を得ている：

此の頃……『歴史地理』と云ふ雑誌に田中博士（義成）が児島高德に關する説を出された、是迄備前にて兒島と云ふ苗字を稱へる家は佐々木氏の一族である兒島と云ふ家が一つありますばかりで、他に兒島といふ家はないとせられて居つた。佐々木兒島は佐々木盛綱が藤戸の渡に戦功を顯して源頼朝から恩賞として備前の兒島を貰ひましたので其の末流であります、しかし此兒島家には高德と云ふ者は居りはしない、而已ならず、彼の高德の出た兒島と云ふ家は佐々木家の一族ではないのであります、これは上古百濟から歸化した三宅と稱する一族に屬する家であります、元來佐々木氏の貰ふた恩賞地に於て佐々木氏以外の家が其地名を苗字として稱へると云ふことは日本の風として斷じて無いことである、されば備前の兒島には兒島を除きて他に兒島といふ家はあるべき筈でな

掲載誌の史学界は、「帝大卒の新進氣鋭」官学アカデミズム史学者が、歴史研究の社会普及を目的として、明治32年に興した雑誌で、明治38年まで続いた（鈴木正弘「明治期の啓蒙的歴史雑誌『史学界』について」歴史教育研究第1号〔平15〕）。主として官学アカデミズム史学者に依って担われ、小学中学の歴史教師及び師範學生を主たる読者とし、史学雑誌よりも通俗的な紙面構成を採った辺り、同時期に刊行された雑誌・歴史地理と近く、両誌は、史学界は哲学・理論、歴史地理は科学と、それぞれの強みを活かして競い合った。

- (8) 田中義成「探訪逸話」國學院雜誌第10巻第1号（明37）47頁。
 (9) 田中義成「兒島高德」歴史地理第15巻第1号（明43）20頁。

い、随て彼の備後三郎高德と云ふ人は此世に無い様であると云ふ議論になつて来て居るのであります、所が近頃田中博士が彼の宇喜多家の祖先能家肖像の畫贊の中に高德の屬する兒島家が備前の舊族たることを發見せられたり、即ち宇喜多家の遠祖は百濟國より舶來し備前の兒島に住し姓を立て、三宅といふ、武名ありて子孫大に家を現はし源平騒亂の時は佐々木盛綱と藤戸に戦ふ云々〔、〕又赤松再興記といふ書に宇喜多家は兒島高德の子孫であると云ふことが書いてある、此兩者を綜合すると備前の兒島には佐々木兒島の外に三宅と云ふ族に屬する兒島家があるといふ事が想像せられる、更にいへば備前の兒島には百濟から歸化した三宅といふ家（宇喜多家は其の子孫である）があつた、所が源平時代に其所へ佐々木盛綱が頼朝から封ぜられて其の子孫が兒島を名のつて住んだ、それで同じ土地に同じ苗字を稱へる家が二つ現れて來た結果を生じた〔、〕所が此の兩家即ち佐々木兒島と三宅兒島とが備前の兒島に於て兩々相並んで榮えては行かない、始終兩家の盛衰消長があつたと見える、即ち源氏が榮えて居る時代には佐々木兒島が榮え、源氏の勢力が衰え平家又はこれに準ずる方が榮えた時には三宅兒島が顯はれて居ることがわかつた、其所で高德はこの三宅兒島の家に出たかも知れぬ、と云ふのは建武中興には源氏の勢力が衰え官方が榮えた時で、昔平家方に屬した家が夫々各地方に於て頭角を顯して來たから高德も起つて官方に屬したのではあるまいか、果して然らば高德の存在を抹殺する所の火が手が少し弱くなつて段々と復活の方に傾いて來たのであります、兎に角兒島といふ家丈は漸く探し當てられた⁽¹⁰⁾、

この要約の通り、田中の論文は、兒島高德その人を復活したものではなく、南北朝期には南朝側に立った三宅系兒島一族が存在したであろう、と推測するに止まる。その上で、田中は、古文書古記録上では、備前の小規模武士団は纏まって行動している場合が多い、と続け、そうした備前武士集団の動向を探って行けば、三宅系兒島一族、更には兒島高德その人に行き当たるかも知れない、だから継続的な史料調査が必要だ、と結論したのである。

(10) 岡部精一「建武中興と明治維新」防長史談會雜誌第2巻第9号（明43）53-55頁。以下、本論文に於ける、傍点、太字強調、亀甲括弧内註記は、特記無き限り引用者に依る。

この様に、反抹殺論としては控え目な内容であったものの、重野に依る抹殺が行過ぎであったとの嫌疑は、田中論文に依ってより濃厚なものとなった。元々、田中論文の出ない前から、重野の抹殺論は歴史上の不在証明に外ならず、不在証明などと云うものは殆ど成立不可能だ、と云う、消極的な形で批判は存在した⁽¹¹⁾。しかし今や、児島高德なる人物が存在したであろう範囲が具体化され、その分だけ、児島高德は〈存在してもよい人物〉へと近付いたのである。

田中の周囲の官学アカデミズム史学者は、田中の議論を支持した。例えば、田中の下で史料編纂に携わった三浦周行は言う、確かに児島高德その人に就いては、「太平記の……事蹟を以て文書記録に對照する時は際どきどころ迄接觸するも、不思議に急所を外るゝもの一二に止まら」ない、しかし、「際どきどころ迄」は行けるのだから、抹殺は行き過ぎである⁽¹²⁾、又、太平記に就いても、「一々の場合についてこれを他の正確なる史料と對照し、嚴密に史的判断をなす」ならば、事実を語る史料として用い得る、と。黑板勝美も亦た、三浦と同意見であった：「太平記の價值がだんゞ、出て來た今日、その記事を單に荒唐無稽なりとして却け、又その文書を發見せずとしてその存在を否定するもまた少しく早計である⁽¹³⁾」。

これらの官学アカデミズム史学者に依る児島高德抹殺論批判に対しては勿論、反対もあった。例えば、嘗て「太平記は史學に益なし」と主張した久米邦武は、「此發見ありとて……敢て太平記を一度棄られて復採用さるべき根本史料とは信せず、史學界は依然として幼稚なり⁽¹⁴⁾」、と反撥した。しかし他方で、久米と同じ修史館史学の生き残りであっても、星野恒などは、「太平記に虚飾附會の説多きも、記載の人物は必しも虚構にあら⁽¹⁵⁾」ず、として、田中の論に敢て異を唱えていない。

以上の動向を、当時の官学アカデミズム史学の総帥・三上參次は、「我々仲間の研究に依り……太平記もまた段々と復活して來」た、と総括した⁽¹⁶⁾。官学アカデミズ

(11) 山口道弘・前掲注(1) F56頁。

(12) 三浦周行「児島高德」(明45)同・日本史の研究第1輯(岩波書店、大11) 545頁。

(13) 三浦周行「太平記と児島高德」歴史地理第15巻第2号(明43) 172頁。

(14) 三浦周行「北條時頼と其廻國 其一」(大2)同・日本史の研究新輯第2(岩波書店、昭57) 158頁。

(15) 黑板勝美・國史の研究(各説の部、文會堂書店、大7) 413頁。

(16) 久米邦武「田中博士の備前児島一族發見について」歴史地理第15巻第2号(明43) 165-166頁。

(17) 星野恒「児島高德は決して烏有の人物に非ず」歴史地理第15巻第2号(明43) 24頁。

(18) 三上參次「文學史料としての古文書(一)」國學院雜誌第15巻第1号(明42) 37頁。

ム史学は、文学史料の活用を通じて単に文学史や思想史などの新領域を開拓するのみならず、修史館史学の本丸とも言うべき事件史の考証に於いても卓越した能力を示し、以て、修史館史学から、三上の所謂「我々の仲間」(官学アカデミズム史学者)の時代への、歴史家の世代交代が完了した事を刻印したのである。本論文は、ここに官学アカデミズム史学の確立を見る。

第3節 思想

田中は、児島高德復活への途を拓いた。これは、予てより抹殺を批判していた三上参次の同僚らしい行為であったろう。しかし他方で、田中は三上とは異なり、歴史研究の目的を、愛国心の涵養には置いていなかった。田中にとっての歴史学の目的は、過去の対立抗争事例の中から、現代に通用する戦術的・戦略的智慧を抽出する事であった。だから、児島高德論に於いて、三宅系児島氏と佐々木氏との地域的対立を、南北朝の全国的対立に連動させたのは偶然ではない。田中は常日頃から、そうした戦略的な視線で過去を観察していたのである。

1. 改良的進化論

「明治の日本人は、世界の中で日本がランキング何位に相当するかということに、過剰なほど敏感であった。もちろん強国としてのランキングである⁽¹⁹⁾」。勿論、日露戦捷以後にも、世界の一等国と成った日本の進路に就いて多くの言説が飛び交っていた。そして、それら言説は、今後は今までよりも厳しい帝国主義諸国間の競争を勝ち抜かねばならなくなるであろう、との未来予測を前提としていた。

この未来予測は、マルサスとダーウィンとに由来する。マルサスの言う通り、食料生産は人口増に追いつかない、従って全ての国家は、その内部に於いて人口膨圧が高まらざるを得ない、そこで国内外へ殖民をしなければ殖え続ける人口を養っては行かれない、しかし、その際には、殖民地を巡る他国との競争に勝たねばならない、そして、他国との競争に勝つ為には、国内では競争を制限して調和を保ち、国

従って、正閏論争の結果、「喜田貞吉は更迭され、「南北朝」の語は、国定教科書から消えることとなった」のと「歩調を合わせるように、『太平記』復権の動きが出てくる」(井上泰至「明治・大正改元期の『太平記』再評価——早稲田大学出版部編『通俗日本全史』」アナホリッシュ國文學第8号〔令元〕81頁)、と云う記述は誤りである。

(19) 有馬学・「国際化」の中の帝国日本1905～1924(日本の近代4、中央公論新社、平25)20-21頁。

民間の統合を深め、恰も日露戦争時の如く⁽²⁰⁾に一丸となって他の国家に当る事が、進化論的見地からして望ましい、と考えられたのである。

こうした主張を、改良的進化論と謂う。改良的進化論は、日露戦後から第1次大戦後の国際協調が流行する迄の日本で一世を風靡し、政治の世界のみならず、社会学、社会政策学、国際政治学などの、社会科学の世界にも浸透した⁽²¹⁾。官学アカデミズム史学も亦た、その潮流に棹さしたが、その主要人物が田中義成であった。

2. 戦略と戦術との参考例

思えば、田中の専攻する南北朝・室町・戦国は、戦争には事欠かない時代である。改良的進化論の参考たり得る様な戦略的・戦術的に有意義な事例を、容易に見出し得る時代である。そして、田中は実際に、戦国大名・後北条氏の民政を研究し、各地の戦場跡を実地調査し、又、その成果を同時代に積極的に紹介した。

そうした自らの活動の先に、田中は、歴史家の理想像を見出してもいた。明治45年の史学会に於ける講演「史學の活用」に於いて、田中は、歴史家たる者は、戦略と戦術とに就いて、過去から参考事例を汲み上げ、初等より高等に至る国民教育・社会教育に資すべきは勿論であるが、更に進んで、政治の世界に打って出るべきだ、と主張したのである。今や歴史家は「考證的研究の一方にのみ」埋没してはならない、常に「史學と社會との關係」を考え、「遠慮なく時事問題に觸れて史學上から議論を試」み、政治の世界に進出し、臆ては「史學者の中からも大政治家」を出すべく、又、社会の側も、「特に政治に携はる人々は史學者の研究の結果を尊重して、大に之を活用」すべく、「此の兩者相待つて始めて史學の效果と云ふものが現はれる」、取分け政治家の中では、最高の政治家である天皇以下の「尊き御方々が率先して今一層史學に御留意あらせられ」たならば、それこそ「國家の幸福は之に過ぎたるはな」く、又「史學の目的も茲に至つては完全に達し得⁽²²⁾」よう、と田中は述べた。

(20) 「寸土を争う闘争場に日本が勝ちぬいていくためには、国民の中への国家主義の浸透とともに、日露戦争の時にあらわれたような国家がその集中点となる国をあげての国民統一、換言すれば、国家の諸政策に対する国民のゆるぎない共同一致の体制と精神が、より強固に、かつより持続的に発展させられねばならないのは理の当然であつたらう（この際にいつもその「理想型」となるのが日露戦争時の国内体制であつた）」（宮地正人・日露戦後政治史の研究——帝国主義形成期の都市と農村〔東京大学出版会、昭48〕7頁）。

(21) 春名展生・人口・資源・領土——近代日本の外交思想と国際政治学（千倉書房、平27）、松本三之介・「利己」と他者のはざままで——近代日本における社会進化思想（以文社、平29）。

(22) 田中義成「史學の活用」史學雜誌第23編第10号（明45）1030-1032, 1046-1049頁。

3. 現実主義

田中は、過去であれ現在であれ、社会を、常にリアリストの目を以て観察した。没倫理的な実力競争の社会を、それ自体として悪いものだとも感じなかった。戦乱の世は「一面から見れば倫理を無視した時代であるけれども、他方から見ればこの位壯絶快絶の時代はない」と思っていた。「今日では、世界の戦国時代となつた……されば、過去に於ける戦国時代の歴史を回顧して、将来に於ける成敗存亡の推移を考ふるのは、今日の急務である」と言う時に、田中は如何なる道徳的感傷も挿まなかった。田中にとっての正義があるとすれば、それは、自己保存の正義、「自主獨立」の正義であり、それを可能ならしめる、敵愾心に満ちた「武士的精神」であつた。⁽²⁴⁾

この様に、田中義成が現実主義者であつた事は、南北朝正閏論争に於ける彼の主張内容を決定したが、それに就いては第3章第1節で論ずる事としたい。

第2章 南北朝正閏論争の背景と経過

第1節 研究史と本論文の目的

南北朝正閏論争は、敗戦後長らく、政府に依る学問弾圧事件と理解されてきた。例えば、大久保利謙博士は、「学問的研究の結果最良と認められたものが、大臣の命令によって改訂を命ぜられたことは、明らかに学問的研究の結果を無視し、これを押さえるものであつた。政府が世論に引きずられ、保身のために教科書の改訂を命じたことは、政治の害悪であり、学問のみならず国民教育までその犠牲となつた⁽²⁵⁾」と言われた。こうした理解は、非マルクス主義歴史学では、坂本太郎・日本の修史と史学（至文堂、昭41）に、マルクス主義史学では、「南北朝正閏問題」は「日本の歴史学界にとってこれにまさる屈辱はないというだけでなく、学問が権力によって支配されるという本来あってはいけない方向に道を開いた」（永原慶二）と云

(23) 田中義成「序」興亡史論刊行會編・君主經國策 韜略提要（興亡史論刊行會、大7）1-2、9頁。

(24) 田中義成「序」（大8）興亡史論刊行會編（中村孝也述）體武家興亡觀（興亡史論刊行會、大8）3、8頁。

(25) 大久保利謙「ゆがめられた歴史」（昭27）同・日本近代史学の成立（大久保利謙著作集第7巻、吉川弘文館、昭63）166頁。

⁽²⁶⁾う評価に、それぞれ継承されている。

しかし現在では、然様な理解は、戦後歴史学界の作り出した、史学史に於ける神話 mytho-historiography に過ぎない、⁽²⁷⁾と考えられる様になった。即ち、「南北朝正閏論争を単に史実が政府の介入により抑圧された事例としてのみみなすこと、そして政府による抑圧に対する反応という観点からのみ歴史学の発展を説明することは、⁽²⁸⁾過度の単純化である」、と考えられるに至ったのである。

例えば、正閏論争の焦点は、三上参次と喜田貞吉との手に掛かる、南北並立論に依った歴史教科書の記述であった。尤も、彼等は、純粹史学の研究結果を直に移植した訳ではない。確かに、純粹史学の業績は、大日本史料を首めとして南北並立論に依っていた。しかし、三上と喜田とは、論争前から純粹史学と応用史学とを自覚的に⁽²⁹⁾辨別し、しかも、応用史学(歴史教育)の目的は、愛国心や道義心の涵養にある、とはっきりと断言していたのである。⁽³⁰⁾例えば、喜田貞吉は、明治43年に公刊した自著の中で、小学校用の教科書は、専ら「善良なる國民」の形成を目的とすべきであり、その目的に沿わない様なことは教えてはならぬ、だから、「學問として研究する歴史」、即ち純粹史学と、「之を普通教育に應用する場合の歴史〔応用史学〕とは、餘程其の間に區別がなければならぬ」、「純正史學の目から見ると違つた判断であつても、普通教育には時として却つて利用」すべき場合が多い、と明言していた。⁽³¹⁾事

(26) 永原慶二・20世紀日本の歴史学(吉川弘文館、平15) 55-56頁。

(27) Lisa Yoshikawa. *Making History Matter: Kuroita Katsumi and the Construction of Imperial Japan*. Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 2017, p. 6.

(28) マーガレット・メール(千葉功=松沢裕作訳者代表)・歴史と国家——19世紀日本のナショナル・アイデンティティと学問(東京大学出版会、平29) 184頁。

(29) 山口道弘・前掲注(1)。

既往の研究では、小山常実・天皇機関説と国民教育(アカデミア出版会、平元)以来、千葉功「歴史と政治——南北朝正閏問題を中心として」史苑第74巻第2号(平26)に至る迄、南北朝正閏論争を以て研究(純粹史学)と教育(応用史学)との分離の劃期と為すものが多い。しかし、その様な記述は精確でない。

何となれば、本注所掲の拙稿で述べたように、両者の分離は、既に明治30年代には、官学アカデミズム史学の中では共通の前提となっていたからである。しかも、その分離は、官学アカデミズム史学が、その外部から強制されたわけではなく、寧ろ、修史館史学との対抗しながら己れを形作る過程で、我から進んで成したものであった。

(30) 三上の応用史学論に就いては、山口・前掲注(1)を、喜田の応用史学論に就いては、伊藤大介「南北朝正閏問題再考」宮城歴史科学研究第45号(平10)、田中史郎「喜田貞吉の「歴史教育=応用史学」論の性格とその歴史的位置——歴史観・歴史研究・歴史教育」同・社会科の史的探究(西日本法規出版、平11)を、それぞれ参照されたい。

は三上に於いても同様であった。三上も亦た純粹史学と応用史学とを辨別し、「學問上の見地より」する歴史と「徳育即ち、國體の方とは議論が違ふ」と予々明言⁽³²⁾し、しかも応用史学に歴史学の目的を見出して、為に南朝正統論者からも「大義名分の主張者である事」が「よく知」られていた程である⁽³³⁾。この様に、教科書は応用史学（歴史教育）の観点から記述されていたのであるから、それに対する批判も、研究（純粹史学）に対する批判に直結はしない。夙にメール教授の言われた通り、論争に於いては、「歴史学者も、歴史学は政府や「国民」的心性を持つ人々によって課された学問外的要求に応えるべきだということを容認していたように思われる。問題は、歴史叙述に関する、さまざまな、時には相反する諸要求に対して、どのように応えるかであった⁽³⁴⁾」。

しかし、これに続くメール教授に依る以下の発言は誤りである。即ち、同教授は、「歴史家たちは、〔鷗外の〕小説「かのやうに」の秀麿のように自己を哲学的思索に傾注することはなかった。問題に対する彼らの答えは回避であった。彼らは、社会において責任ある役割を引き受けようという田中〔義成〕の呼びかけを無視して、原史料の収集と史料批判への逃避を続けた」と主張されたが⁽³⁵⁾、実際には、田中以外の官学アカデミズム史学者も、応用史学に積極的に取り組み、それに依って、国家や国民を、自らの理想とする方向へと嚮導せんとしていた。その事は、黒板勝美について廣木尚講師が⁽³⁶⁾、三上參次について私が⁽³⁷⁾、それぞれ明らかにした通りである。

こうした、専攻する所の学問研究を通じて国家・国民を自らの理想とする方向へと導こうとする言論を、廣木講師に従って「国体論」と呼ぶならば⁽³⁸⁾、南北朝正閏論争は、国体論の場に於いて、幾人かの歴史家が、他の歴史家や、歴史学以外の学問と競争し、敗北を喫した事件である、と記述し得る。

以上を踏まえた上で、現在の研究は、「〈国体論か否か〉ではなく、〈いかなる国

(31) 喜田貞吉・國史之研究（三省堂、明43）4-5、13頁。

(32) 三上參次「賀茂本居兩大人贈位祝祭式場に於ける講演」全國神職會々報第78号（明39）5頁。

(33) 牧野謙次郎「南朝正統は事實」東京朝日新聞 明治44年2月20日朝刊8面。

(34) メール前掲注（28）184頁。

(35) メール前掲注（28）184頁。

(36) 廣木尚「南北朝正閏問題と歴史学の展開」歴史評論第740号（平23）。

(37) 山口・前掲注（1）。

(38) 廣木・前掲注（36）。

体論か)」を問う段階に入っている。即ち、論争に参加した、歴史家を首めとする各論者の主張の思想的背景を明らかにし、そうした背景をもつ論者達の、論争に於ける対立構図の解明が、課題となっている⁽³⁹⁾。

本論文も亦た、かかる最近の研究動向に棹さすものである。その際、個々の論者の思想だけでなく、複数の論者に共通する、幾つかの根底的な思考を明らかにし、更に、その根底的思考と別の根底的思考との対抗関係を提示する事を心懸けた。実は、正閏論争に於ける論者には、相手の発言を良く理解しないままに自説を捲し立てると云う、共通の悪癖があり、為に、各論者の表面的な主張を浚っただけでは、およそ議論が噛合わず、そこに論争などと呼べる代物は見出し得ない⁽⁴⁰⁾。しかし、各論者の主張を齎した根底的思考に着目すれば、以下の2つの対抗関係を繞って、表立たない論戦が戦わされた事が知られるのである。

第1の対抗関係は、序で述べた所の人格主義、科学主義、文化史の3類型の内、人格主義を奉ずる帝大哲学科系統の論者(第4章)が、官学アカデミズム史学第1世代を科学主義そのものではないにせよ、それに近いものと認識した結果生じた、両者の対抗関係である。この対抗関係は、文化史を採用する官学アカデミズム史学第2世代(第5章)に依って取捨された。

第2の対抗関係は、官学アカデミズム史学第1世代(第3章)と、その他の論者達との間に存在する、応用史学(歴史教育)を通じて養成さるべき国民像を繞る対抗関係である。具体的には、官学アカデミズム史学第1世代(三上・喜田)と、人格主義者・官学アカデミズム史学第2世代とが、国民に自律的主体たる事を求めるか否かを繞って対立した事を指す。

(39) 廣木尚「黒板勝美の通史叙述——アカデミズム史学による卓越化の技法と〈国民史〉」日本史研究第624号(平26)2頁。

(40) 千葉功「南北朝正閏問題再考」学習院史学第57号(平31)56-57頁。

喜田貞吉も、自分は論争の前後を通じて南北並立論であったにも拘わらず、科学主義的(Might is Rightを標榜する様な)北朝正統論者と誤解される事があった、と回想している(喜田貞吉「六十年の回顧」〔昭8〕同・喜田貞吉著作集第14巻〔平凡社、昭57〕138頁)。

第2節 基本的概念

尋いで、以下で用いられる、正閏、南朝正統論、北朝正統論、南北並立論の概念を示す。

1. 正閏

正閏の閏は、本来在るべき正しい存在に次ぐ2番手、劣るもの、を意味する。従って王朝に就いて正閏を論ずるとは、王朝を自称する者が同時に2つ以上在る場合に、その何れかを正統とし、他を劣後せしむる事を謂う。

正閏論は、中国に於ける正史編纂に起源する。就中、趙宋に於いて正史編纂に携わった欧陽脩以降の議論が、それ以後の正閏論の大枠を決定した。即ち、欧陽脩は、宋に先行する「五代の諸王朝に対して、宋の公式見解が反映されるべき編纂物の内容が相互撞着している現状」に鑑み、その様な区々な判断が生まれる原因となった、それ迄の正統性基準（五徳終始説）を排除し、これを「正」と「統」、即ち、王朝「交代の仕方の正しさと天下統一と」云う2つの基準に置換し、以後の議論は、この枠組の中で展開される事となったのである。そうした議論には、例えば、「正」と「統」との何れを重視するか、「正」の内容として形式的な皇位継承の合法性に加えて、どこまで道徳的観点を持ち込むか、等と云った問題が含まれる。⁽⁴¹⁾

この正統論は日本にも輸入され、特に江戸時代には盛んに論ぜられた。⁽⁴²⁾ 殊に、歴史物が流行した幕末に於いては、弱小勢力であった南朝（みやかた官方）を同時代の天皇に、強大であった北朝（武家方＝足利方）を江戸幕府に、それぞれ見立てた上で、自らを官方に擬する勤王の志士が崛起し、これが倒幕に与って力があつた。その結果として開かれた明治時代には、政府の公式決定は無かつたにも拘わらず、多くの国民が南朝正統論を常識として奉じていた。

2. 論争に於ける4つの正閏判断

明治43年の正閏論争を論ずる際には、南朝正統論を2つに分けて、都合4つの立場を設定するのが一般的である。

(41) 林文孝「正統について」伊東貴之編・治乱のヒストリア——華夷・正統・勢（法政大学出版局、平29）。

(42) 主要な議論は、山崎藤吉＝堀江秀雄編「過去に於ける本問題の回顧」同・南北朝正閏論纂（鈴木幸、明44）に纏まっている。

(1) 北朝抹殺論 (強硬派南朝正統論)

天皇は天下に同時には1人しか存在し得ない以上、2人の天皇を同時に認める事は出来ない、従って、南朝が正統王朝である以上、それ以外の天皇は、仮令閏統であったとしても、認定し得ない、即ち、北朝天皇なる者は僭称に過ぎない、とする立場である。僭称者の統治行為は無効であり、従って、室町幕府や北朝の公家は、全て無位無官の逆徒と認定される。

(2) 南正北閏論 (穩健派南朝正統論)

南朝が正統であると認め、系譜上の万世一系が確保出来れば、北朝天皇を閏統の天皇として認めても構わない、とする立場である。北朝の君臣は、正当ではないながらも朝位朝官を保持した者と認定される。

(3) 北朝正統論

「正」と「統」の内では、「統」の基準を重視する結果として、列島を実効支配していた北朝に正統性を認める立場である。

(4) 南北対立論 (南北並立論)

内乱期には南北共に天皇と呼ばれた人間が存在し、互いに自己の皇統の正統性を主張していた、と云う事実は、全ての論者が認めていたが、これを、そのまま教科書に書けば良いとする立場である。

第3節 政治的背景及び経過

次に、論争の政治史的経過を述べる。

1. 国定教科書の制定

正閏論争の火元は、高等小学校の教師用歴史教科書であった。

国定教科書の編纂

抑も、小学歴史教科書は、教科書疑獄事件(明35)の結果、それ迄の検定制から、⁽⁴³⁾文部省の編纂する国定制へと移行した。これに伴い、明治36年7月には、文部省で教科書の審査を担当していた喜田貞吉は、国定教科書を編纂すべく新設された文部

(43) 歴史の外、修身・地理の教科書及び国語読本は必ず国定教科書を用いることされ(明36改正小学校令)、「さらに同施行規則において、書き方手本・算術・図画の教科書も国定とすること」が定められていた(文部省編・学制百年史〔帝国地方行政学会、昭47〕337頁)。

編修に移り、そこで歴史と地理との教科書編纂に従事する運びとなった。編纂の果たる第1期国定歴史教科書（小学日本歴史）は、明治36年10月に発行され、翌37年4月から学校で使用された⁽⁴⁴⁾。

しかし、「最初の国定教科書であった『小学日本歴史』は、短い期間に編集して発行しなければならなかったため、発行後ただちに明治三十七年から文部省では教科書調査委員会を設け、これを実地を使用した経験も参考として修正する作業が進められた。一方、明治四十年には小学校の制度が改められ、尋常小学校は従来の修業年限四年を六年に延長することになった。そのため以前には高等小学校第一・第二学年で授けていた日本歴史が、尋常小学校第五・第六学年の科目として教授されるように改められ、これにともなって、明治三十七年発行の『小学日本歴史』も尋常科用として修正されなければならなくなった⁽⁴⁵⁾」。又、国定教科書の編纂に各界有識者の参加を求める声も挙ってきた。

教科用図書調査委員会

そこで文部省では「教科用図書調査委員会を設置して、あまねく各方面の名士を網羅し……一大修正を加⁽⁴⁶⁾」える事に決し、明治41年9月、第2次桂内閣の文部大臣小松原英太郎の下で、勅令第208号に、各界の有識者を揃えた教科用図書調査委員会が立ち上がった。その歴史部会の主査委員には、官学アカデミズム史学者の三上参次・田中義成・萩野由之が任ぜられた。編纂の手順は、先ず喜田が助員をして起稿せしめ、「其の起稿したものを自分の独断で修正加筆⁽⁴⁷⁾」して草稿を作り、これを教科用図書調査委員会の歴史部会の議に附し、次いで総会の議に附す段取りであった。かかる手続の結果として、第2期国定歴史教科書は成った。

南北並立論

国定歴史教科書は、第1期第2期ともに、南北並立論によった。例えば、巻末附載の御歴代表の記事も、南北両朝の天皇が「即位の順に同列にかかげられていて、南北両朝の別は、天皇名の脇に注記して示⁽⁴⁸⁾」すか（第1期）、「上段に南朝（後醍醐・

(44) 海後宗臣「歴史教育の歴史」同・海後宗臣著作集第6巻（東京書籍、昭56）235-236頁。

(45) 海後・前掲註（44）245頁。

(46) 喜田・前掲註（40）100頁。

(47) 喜田貞吉「重田定一君の追憶」（昭9）菅真城「重田定一と広島高等師範学校」広島大学史紀要第3号（平13）100頁。

後村上・長慶・後亀山の各天皇)、下段に北朝(光明・崇光・後光明・後円融・後小松の各天皇)をあげ」るか(第2期)、と云う違いはあったものの、第1期2期共に、「単に即位順にかかっているだけで順位(歴代数)はつけられていない⁽⁴⁸⁾」。

南北並立論の採用に当って、教科書の編纂の中心に在った喜田は、政府や宮内省が南北朝に対する見解を南朝正統論に決していない事を確認している。そして、明治37年の第1期教科書から明治43年末の正閏論争勃発に至る迄の7年間は、教科書の並立論に依る叙述が表立って問題視される事は無かった。それ故、正閏論争が勃発した時、喜田貞吉が、問題の火元を、教科書そのものではなく、「明治四十三年に教師用教科書が発行せられ、自分の『国史之教育』でやや詳しくこれを説明したうえに、さらに講習会においてそれを敷衍講述するに及んで、突然攻撃の火の手が熾んに揚って来た」と理解したのも無理からぬ事であった⁽⁵⁰⁾。

しかし、実際の所は、喜田、三上並びに彼等を応用史学に於ける代表者として送り込んでいた官学アカデミズム史学との周囲には、着火次第に大炎上するに足るだけの易燃性物質が、明治30年代を通じて貯留されていた。以下2. では、この易燃性物質に就いて、官学アカデミズム史学との関係が密な方から、(1) 歴史学内部の対立(学内的対立)及び他の人文社会科学との競合(学際的競合)、(2) 政治の世界に於ける国民教化の焦点化と道徳意識の昂揚、の順番に述べる。

2. 論争の背景

(1) 学内的対立と学際的競合

A) 郷土史研究と地方改良運動

幕末維新期の政治的対立に和解を齎そうとする動きは、明治20年代に始まって30年代以降も続き、大正6年の戊辰戦争五十周年記念式典で頂点を迎える。嘗ての賊軍も各地で顕彰され、慰霊の対象となった⁽⁵¹⁾。加えて、幕末維新が次第に過去のも

(48) 吉田太郎編著・歴史教育内容・方法論史(明治図書、昭43)96, 106頁。

(49) 宮内省は未定と回答した。何となれば、皇統を確定させるべく、明治37, 8年には省内に年表草案調査委員会を設け、星野恒、井上哲次郎、坪井九馬三、重野安繹、三上参次、谷森善臣を委員に任じて審議させたが、委員等の意見が纏らず、問題が先送りされていたからである(野村玄「安定的な皇位継承と南北朝正閏問題——明治天皇による「御歴代二閏スル件」の「聖裁」とその歴史的影響」大阪大学大学院文学研究科紀要第59号〔平31〕9-12頁)。

(50) 喜田・前掲注(40)123頁。

(51) 高木博志「郷土愛」と「愛国心」をつなぐもの——近代における「旧藩」の顕彰」歴史評論第659号(平17)8-9頁。

のと化すに連れ、旧幕時代を歴史的な興味から回顧する人も増えた。

これ等を受けて、幕藩時代史の発掘及び顕彰が各地で行われた。その嚆矢は、明治22年8月に催された東京開市三百年祭である。「皇居のお膝元の東京で、徳川家康や旧幕府の顕彰がおこなわれることによりタブーが解け、全国の旧藩や藩祖の顕彰がひろがってゆく。また『風俗画報』や『旧幕府』などの雑誌による江戸文化の顕彰も盛んになった⁽⁵²⁾」。

同じく22年には、西南雄藩に限定されない「旧大名諸家の連合により、幕末維新史料の調査を目的とする史談会が結成され」、これが、「宮内省をよりどころとして、「国事鞅掌」、すなわち各藩がいかに「勤王」に貢献したかを顕彰し、独自の旧藩史の編纂が始まる契機となった⁽⁵³⁾」。旧幕・旧藩研究の淵源する郷土史研究は、臆て日露戦後に本格化し、研究団体が各地に設けられた⁽⁵⁴⁾。

地方に於ける歴史研究の盛行を、官学アカデミズム史学者は歓迎し、「積極的に歴史知識普及に関わっていった」。「特に、一九〇八年の鎌倉を皮切りに実施された毎年の日本歴史地理学会夏期講習会の功績は注目すべき」ものがある⁽⁵⁵⁾。

日本歴史地理学会は、大学で坪井九馬三から歴史地理学の重要性を説き聞かされた、喜田貞吉、原秀四郎等、帝大文科大学国史科卒業生及び在學生に依って明治32年に発足した。この学会は、その設立当初から、「學者と實世間の媒介者たらん」としていたが、確かに歴史地理学研究、就中、実地調査には、地方在住研究者との連携⁽⁵⁶⁾が欠かせなかつた。そこで中央と地方との連携をはかるべく、学会は、明治41年⁽⁵⁷⁾から大正8年まで継続して夏期講習会を開催した。この講習会は、史蹟見学と

(52) 高木・前掲註(51)9頁。

(53) 高木・前掲註(51)7-8頁。史談会の設立・運用に就き、より詳しくは、白石烈「宮内省の旧藩事蹟取調事業と史談会(上)」書陵部紀要第71号(令元)を参照されたい。

(54) 若井敏明「皇国史観と郷土史研究」ヒストリア第178号(平14)110-111頁。

(55) 若井・前掲註(54)112頁。

(56) 麻郷(小林庄次郎)「過去半歳の回顧と將來の希望と(彙報及評論)」歴史地理第2巻第1号(明33)67頁。

尤も、歴史学の社会普及を狙ったとはいえ、そこは官学アカデミズム史学系の学会であるから、同時代の赤門文士の様に、「文章に史實以上の價値を附する」様な事は無かつた(麻郷[小林庄次郎]「忠言か俗評か(彙報及評論)」歴史地理第2巻第9号(明32)715頁。これは、「歴史と文章」帝國文學第6巻第11号[明33]への反論である)。

(57) 川合一郎「明治・大正期における雑誌『歴史地理』——同時代の研究者による評価を中心に」同・近代日本の歴史地理学——2つの系譜(古今書院、令2)20-25頁。

実地講習とを2本柱とする「一種の大学普及運動」^{〔サマセミナー〕}であって、「歴史及地理の智識の普及、歴史及地理に関する趣味の養成」⁽⁵⁸⁾を目的として、実際に、地方に在住する「中等以下の教育に御従事の方」、即ち、小中学校教員が多く参加した⁽⁵⁹⁾。彼等小中学校教師のうち、或者は、「國史を専門に大學で修めた」ものの、「教職に居るとか何とかで、実際に研究」する機会には恵まれず、又或者は、「實は歴史は踏臺で」、中学教師になる為に仕方無く専攻したに過ぎず、それ故に教壇に立つには歴史知識が十分でない、等の事情を抱えていたが、そうした地方の教師達を、日本歴史地理学会は、従来からの在野アクチヴ研究者と共に、末端会員として取り込んだ⁽⁶¹⁾。

学会中央の官学アカデミズム史学者は、こうした地方での啓蒙活動を応用史学の一部として把握した。彼等は「歴史趣味の普及を歓迎すべきものと見做し、歴史家も社会的に貢献すべきであると考え」、そうした歴史趣味の普及に依って、社会に蔓延る軟弱な「軽文学〔自然主義文学〕の跳梁を制止しやがて真面目なる道念を普及せしめ」、国民精神を健全な方向に向かわせたいと願っていた⁽⁶²⁾。

かかる官学アカデミズム史学者の志向は、日露戦後の政府が推進した地方改良運動と、その目的を共にしていた。両者ともに、日露戦争に於ける国民統合の引締め、特に地方社会の挺入れの必要性を認識し、その一環として偉人顕彰・史蹟保存を通じた国民教化を構想していたのである⁽⁶³⁾。

しかし、こうした社会進出の過程に於いて、官学アカデミズム史学は、以下の2方面で、競合対立関係を抱え込むの已む無きに至った。

B) 学内的対立

大義名分史観は、官学アカデミズム史学にとって、修史館史学から引き続いての

(58) 高木・前掲註 (51) 6頁。

(59) (岡部精一)「(告辭)」歴史地理第26巻第3号附録「平泉歴史講演會記事」(大4) 20頁。

(60) 「地方史研究の一つの原点は、……「近代化」に邁進する「都市」へ出て立身出世することのできない、田舎にある有意の志である「田舎青年」・「草莽の寒生」という立場の青年によって提唱されたことにある」(多仁照廣「地方史と「国史」」地方史研究第36巻第2号〔通号200〕〔昭61〕29頁)。

(61) 「座談會 堀田璋左右氏をかこみて」歴史地理第80巻第5号(昭17) 445, 453頁(堀田璋左右発言)。同じく堀田に依れば、明治30年代には、「田舎へ行つて、歴史地理學會の役員だと云ふと、あゝ、あの雑誌ですかと云つて、滞在して行つたらどうですかと勧められた」程の成功を見せたと言う(同上448頁)。

(62) 若井・前掲註 (54) 113-114頁。

(63) 若井・前掲註 (54) 112-113頁。

敵であった。確かに、明治後期に於ける大義名分史学には以前の勢いが無く、その担い手も亦た老いた。しかし、官学アカデミズム史学の社会的成功は、大義名分史観を奉ずる老人達を焦らせるには充分であった。その結果、幕末維新史、就中、大老・井伊直弼の評価を繞って、両者の対立が顕わになった。

佐幕派論議

大老・井伊直弼が、万延元年に桜田門外で水戸藩士に暗殺された後、彦根藩は、公武合体への政策転換を受けて、受難の時代を迎えた。文久2年の10万石減封をはじめ、幕末の動乱期に幕府から酷使された彦根藩は、大政奉還以降は新政府側に付き、戊辰戦争では勝者となる。明治17年には、彦根井伊家の当主・直憲（直弼次男）が伯爵に叙せられた。

しかし、井伊家先代・直弼に対する再評価は捗らなかつた。何となれば、当時の政府の首脳には安政大獄の被害者が多かつたからである。彼等にとって、明治維新はただ歴史上の事件たるに止まらず、悪の幕府が倒れ、善の親政が復活する、と云う道義性を帯びた出来事でもあつた。こうした幕末維新観に於いては、井伊直弼復活の余地などは無かつたのである。

これに対して、明治佐幕派と総称される人々が在つた。彼等は、「薩長の天下となつた後に、なおこの大勢に反撥を感じてすでに倒れた旧幕府の立場に肩を持つ旧幕臣派」であり、昔も今も「反薩長派」である。彼等は、幕府が天皇と対立したのは、幕末維新の複雑な政局の中で心ならずもそうなつたに過ぎない、従つて、薩長と佐幕派との戦いは、正義と悪との戦いとは観ない。詰る所、心情的には「佐幕も勤王派であつたというのが明治佐幕派のいわば究極の言い分」⁽⁶⁴⁾であつた。

この佐幕派の中から、井伊直弼再評価を正面に掲げる書物が現れた。元幕府御家人の改進黨系政治家・島田三郎が明治21年に出版した、開国始末——井伊掃部助直弼傳である。佐幕派は、こうした出版を通じて井伊直弼の復権を目指すと共に、薩長との対決姿勢を明治後半になつても崩さなかつた。例えば、井伊家は、文部省の推進した「維新史料編纂会に大老関係の史料は、一切ださなかつた……この事業は薩長派の勝手な維新史の編纂という反感がその根底にあつたからである。さらに旧

(64) 大久保利謙「佐幕派論議」同・佐幕派論議（吉川弘文館、昭61）58-59頁。

彦根藩の人々は井伊大老の政策こそ日本のために正しかったという確信もあって、薩長～水戸派対彦根派との見解の相違には、明治の段階では、とうてい容易に融和の道がなかったと⁽⁶⁵⁾いっていいほど深い溝があった」。

勤王派の鬱積

佐幕派の歴史叙述は、融和の時代潮流に乗じて世に広まった。そして、佐幕派が延びた分だけ大義名分論者（以下、彼等を勤王派と呼ぶ）の鬱憤は募る。この事情は、漢学者・岡鹿門の関わった次の事例から明らかだ。岡は、明治41年の皇太子東北行啓の折、幕末維新に於ける自らの勤王活動を賞して拝謁を賜らん事を願い出た。しかし、岡老人の願いは東宮主事（桂潜太郎）に依って棄却される：

主事曰ク、今日ニ在テ、勤王家ナリトテ特ニ拜謁ヲ許ルサル、ガ如キ事アリテハ、他ニ悪感情ヲ起サシムル虞ナキ能ハズ。維新當時、賊ト呼バレタル者ニモ、後ニハ皇室、又ハ政府ニ對シ、忠勤ヲ勵ミ功勞アル者多々アリ。東宮職ニテハ、維新當時ノ事ヲ記スルニモ、官軍、賊軍抔ト記セズシテ、西軍、東軍ト記スガ如キ、總テ深ク注意シテ居レリ。當時、勤王ト謂ヒ佐幕ト唱フモ、皆國家ニ盡スノ熱誠ニ出デタルモノナレバナリ。殿下ノ臣民ニ對スル思召ハ、一視同仁ナリ。今日ニ至リ、幕末時代ノ勤王家ニ特殊ノ待遇ヲ遊バサル、ガ如キコトナシ。⁽⁶⁶⁾

これを受けた岡は、「イクラ熱誠デモ、賊ハ賊ナリ。王政維新、大義名分ヲ以テ天下ニ令シ、今日ニ至ル以上、藝者ヤ幫間ノ如ク、左程ニ氣兼ヲ爲スニモ及バザルベシ」、と憤慨した。⁽⁶⁷⁾

東宮主事の主張は、政治的融和の時代に相応しいものであった。しかし、その様な一見すると公平な態度は、取りも直さず勤王派の功績に対する相対的軽視に繋がっていた。そして、勤王派、取分け、岡の様に、幕末維新期の勤王派でありながら維新後に^{うだつ}卯建が上がらなかつた老人にとっては、その様な軽視は耐え難い苦痛で

(65) 大久保・前掲注 (64) 94頁。

(66) 岡千仞「在臆話記」森銚三ほか編・隨筆百花苑第1巻（中央公論社、昭55）184頁。

(67) 岡・前掲注 (66) 185頁。

あった。そうした世の大勢に逆らおうとすれば、彼等は、大義名分を強調し、明治維新は善悪の戦いであった、と言いつけるより外なかった。

防長史談会

明治42年、毛利家の歴史編纂に従事していた中原邦平等に依って結成された防長史談会も、同時代の政治的融和の行過ぎを批判していた。会員達は主張する、同時代の幕末維新史が「關東または東北地方の人の筆に成つたものが多」く、「慶喜將軍を始め井伊掃部頭とか、阿部伊勢守とか、堀田備中守とか、譜代縁故の諸侯や幕府多數の役人の事蹟を稱揚」するばかりで叙述が偏っているが、これに反対せんとすると「幕府側と云ふことになると何か弱い者を虐めてはいかん、弱い者は助けなければならぬと云ふやうな……變な風に傾いて居」る⁽⁶⁸⁾、そこで、この弊風を改める為に、防長人自らの手に依って歴史が書かれなくてはならない、その準備として、幕末維新の史料の蒐集、就中、老人達の実歴談の記録と保存とが必要だ、と。

防長史談会の会員達は、大義名分を理解して善の側に立つ勤王派が、過る悪の佐幕派を打倒する歴史を求めていた。それは佐幕派が主張する所の、「政權爭奪」の歴史、「天皇の大權を否認し大義名分を没却して單に勢力これ尊位なりと考ふるが如き野鄙なる思想を以て」書かれた権力闘争史とは対蹠的な、大義名分史観に依る歴史叙述であった⁽⁶⁹⁾。「忠孝と云ふても純粹の者はない〔、〕皆慾得が伴ふて居る〔、〕慾得の伴ふたる忠孝でなければ何事も出来るものではない、防長の勤王も誠意でやつたのぢやない、慾得から割出した勤王である」、などと云う、「所謂小人の心を以て君子の心を付る」歴史叙述は、宜しく撲滅さるべきであった⁽⁷⁰⁾。そして、史談会は、自らの「精神的」歴史に依って、佐幕派や、その一味である「近頃の博士又は學士先生」どもの唱える「物質的」歴史を撃ち倒すに止まらず、最終的には「物質的發達に急なるがため……道義を輕」んずる様な同時代社会の改善を齎したい、と望んでいた⁽⁷¹⁾。

(68) 村田峯次郎「毛利敬親卿事蹟の概要」防長史談會雜誌第1巻第1号（明42）13-14頁。

(69) 磯部檢三「維新史に對する國民の思想」防長史談會雜誌第15号（明43）4頁。

(70) 中原邦平「神奈川縣防長郷友會席上に於て」防長史談會雜誌第17号（明44）98-99頁。

(71) 村田峯次郎「大會席上讀文」防長史談會雜誌第16号（明43）。

「文部省著作小学修身書ニ関スル意見」

地方に於ける岡鹿門や防長史談会の活動に呼応するかの如く、中央でも、第1期国定修身教科書への批判という形で佐幕派的歴史学が攻撃された。東久世通禧・田中不二麿・野村靖が連名で文部大臣に提出した、「文部省著作小学修身書ニ関スル意見」書がそれである。この意見書は、修身教科書の難点の1つに、「徳川氏ノ事ヲ引用スルコト甚多キニ居ル」事を数え、「是レ、或ル地方ニ適スルモ他ノ大部分地方ノ子弟及其父兄ニハ好感覺ヲ與フルコト最モ薄カルヘシ」と難じた。⁽⁷²⁾

これに対し、文相・久保田譲は反駁して、「徳川氏ノコトト云ヘハ善悪共ニ擯斥スルカ如キコトハ決シテアラサルヘシ〔、〕殊ニ吉宗ノ如キハ徳川歴代將軍中ニモ他ト異ナル所アリテ皇室ヲ尊敬セシ點ニ於テモ大ニ見ルヘキモノアリ」、⁽⁷³⁾と言った。しかし、文相の返答から窺われる、徳川將軍も心情的には勤王であり得る、と云う理屈ほど、勤王派を苛立たせる理屈は無かったであろう。

史学会と佐幕派との関係

勤王派を苛立たせる理屈の供給元である所の「近頃の博士又は學士先生」とは、修史館史学者や官学アカデミズム史学者である。確かに彼等は、第三者視点からは明確に佐幕に寄っていた。抑も修史館史学以来、大学に於ける歴史学は、敵と味方とを善悪峻別せず、それこそ、「忠孝と云ふても純粹の者はない」と云う考えで歴史を語って来たのである。官学アカデミズム史学も、確かに修史館史学に依る抹殺には批判的であったけれども、しかし、歴史上の人物を善悪で以て截然と処理しない、と云う点では、修史館史学の全き後継者であり、佐幕派に近かった。

実際に、官学アカデミズム史学の牙城である史学会は、その創設以来、佐幕派の有力者と縁が深かった。例えば、明治30年代前半の史学会では、素人の歴史愛好家を招待して講演させていたが、その講師は、旧幕臣・島田三郎（史学会10周年記念会〔明33〕）、同じく旧幕臣・福地桜痴（「日本の物語に就て」〔明35〕）、並びに、井伊直弼の復権に積極的であった大隈重信（「維新前後に於ける風俗の變遷」〔明35〕）であった。史学会とは古馴染みの田口卯吉も旧幕臣である。そして、島田や田口も、ジャー

(72) 東久世伯及田中、野村二子「文部省著作小学修身教科書ニ関スル意見」（明37頃）海後・前掲注（44）599頁。

(73) 「東久世伯及田中野村二子ノ意見ニ対スル文部大臣答」（明38）海後・前掲注（44）607頁。

ナリスト兼政治家の立場から、史料編纂掛の事業継続に向けた予算獲得に尽力するなど、官学アカデミズム史学を後援していた⁽⁷⁴⁾。

官学アカデミズム史学の側でも、江戸時代史を専攻する三上参次が、佐幕派を学問的に後援していた。三上は、明治24年に公刊した「徳川氏が皇室に奉對せし處置に就ての傳説を評す」⁽⁷⁵⁾ 辺りから明らかに徳川幕府に同情的であった。彼は、「歴史上の議論に就てハ、尊王佐幕の兩黨尙依然として存在」すると知りながら、「徳川氏が國權を執りし間ハ、皇室の罪人なりとハ云へ〔、〕まゝ、また善事なきに非ず」と、徳川氏復権に棹さし⁽⁷⁶⁾、又、会津藩が幕末に朝敵となってしまったのは残念であるが、天皇に対する忠誠も、徳川家に対する忠誠も、忠誠という心情に於いては変わらない、とも言っていたのである⁽⁷⁶⁾。

要するに、官学アカデミズム史学と佐幕派とは、持ちつ持たれつであった。

井伊直弼銅像事件

佐幕派と勤王派との対立は、幾たびか事件となって顕れた。そのひとつが井伊直弼銅像事件である。明治42年7月1日、横浜市に於いては開港50周年記念祝典が開催され、「井伊を「横浜開港の恩人」として顕彰」せんと目論見の下に旧彦根藩の有志が建立した所の井伊直弼銅像の除幕式が行われる手筈であった。しかるに、「時の薩長藩閥の元老連等の強硬な反対により、当日の除幕式は中止・延期を余儀なくされ、一〇日遅れの七月一日に行なわれることになった⁽⁷⁷⁾」。

除幕式延期に反撥した佐幕派・島田三郎は、自ら経営する東京毎日新聞紙上で、勤王派の策動を批判した⁽⁷⁸⁾。勤王派の側からは、明治30年代から勤王志士の顕彰活動に携わってきた田中光顕が出て、同志の岩崎英重と協力しつつ、佐幕派の動きに対抗した。彼等は、翌明治43年の桜田十八烈士五十年祭典の開催も後援し、岩崎は、明治44年に、維新前史櫻田義舉録を著し、これを田中を首めとする同志勤王派の協力の下に全国の中学校等に送付してもいた⁽⁷⁹⁾。田中は更に、徳富蘇峰と協力して、志

(74) 三上参次・明治時代の歴史学界——三上参次懐旧談（吉川弘文館、平3）175頁。

(75) 三上参次「徳川氏が皇室に奉對せし処置に就ての傳説を評す」史學會雜誌第2編第17号（明治24）223、225頁。

(76) 三上参次「保科正之肖像并贊」史學雜誌第10編第4号（明32）。

(77) 佐藤能丸「井伊直弼銅像問題」同志社法学第59巻第2号（平19）935頁。

(78) 佐藤・前掲注（77）947-948頁。

(79) 高田祐介「維新の記憶と「勤王志士」の創出——田中光顕の顕彰活動を中心に」ヒストリア

士の遺墨を蒐集・展示する公報活動に勤しんでいる。⁽⁸⁰⁾ 勿論、防長史談会も銅像建立に反対した。会員・村田峯次郎は、勤王の志士を殺した井伊の銅像とは、「何んと難有い御銅像ではありませぬか」と嫌味を言い、井伊は桜田門外の変で首を獲られていた筈だから、「横濱のは多分首が接いでございませう」と悪態を吐いた。⁽⁸¹⁾

国定歴史教科書に於ける井伊の記述をめぐる争い

佐幕派寄りと看做されていた三上参次は、銅像除幕式に出なかった。新聞は「當局者の爲に留められたからでは」ないか、と推測したが、自らは、「他に已むを得ぬ事情があつたから」出席を見合わせたに過ぎない、と弁解して遣り過ぎた。⁽⁸²⁾ 明治44年の史学会例会講演「近時の井伊大老問題に就いて」に於いても、自分は「當初より銅像事件に關しては何等知所」でなかった、として、事件に顕在化した政治的対立から距離を取ろうとしていた。尤も、三上は自説の正しさには自信があつたから、事件の前後を通じて、自分の井伊「大老に對する態度は最も公平なるを言明」して憚らなかつた。⁽⁸³⁾

確かに、三上の井伊大老論は、「最も」公平かどうかは扱て措き、全くの佐幕派と云う訳でもない、と云う点では、確かに公平であつた。即ち、三上は、一方では、井伊直弼は反天皇的な心情を持っていなかった、と弁護したが、他方では、井伊は、一部の佐幕派が持ち上げる様な積極的な開国論者ではなく、成行き上、已むを得ず開国論に与した消極的な開国論者に過ぎない、と評価していたのである。

しかし、勤王派と佐幕派との深まり行く政治的対立の渦中では、井伊を明確に非難しないと云う点で、又、予てより佐幕派と関係の深い史学会の総帥の発言である、と云う点で、三上の論は、謙抑的であろうが公平であろうが、佐幕派に分類されるより外なかつた。それ故、三上は、銅像事件でも、⁽⁸⁴⁾ 続く教科用図書調査委員会に於いても、勤王派からの攻撃的的たらざるを得なかつた。

現に教科用図書調査委員会では、幕末維新史の叙述を繞って、勤王派委員と佐幕

第204号(平19)。

(80) 坂口太郎「大正・昭和戦前期における徳富蘇峰と平泉澄」第19回松本清張研究奨励事業研究報告書(北九州市立松本清張記念館、平31) 47頁。

(81) 村田・前掲注(68) 50-51頁。

(82) 三上参次「大老問題に就て」讀賣新聞 明治44年10月1日朝刊5面。

(83) 「本會例会(彙報)」史學雜誌第22編第10号(明44) 1252頁。

(84) 坂口・前掲注(80) 48-49頁。

派委員との間で、烈しい論戦が繰り広げられた。「試みに例を挙げると、原案には井伊大老が事情やみ難きを察して、勅許を待たずして開港条約を締結したという意味のことがあったに対して、果してそれが事情やみ難いものであったかどうかという問題が起るといふ類で、これには古沢〔滋。彼は田中光顕の同志であった〕⁽⁸⁵⁾氏と三上先生との間に、かなり猛烈な議論が交換せられたこと⁽⁸⁶⁾であった」。井伊の開港判断は已むを得なかった、とする自説を固持する三上は、遂に勤王派の領袖・山県有朋に呼び出された：

山県さんに呼ばれて、ああいう書き方をされたら困るじゃないか。私はそれはおかしなことを聞くものだ、あなたの島田三郎『開国始末』に書かれた序文と同じことだ、あの時分もし開国をしなかったならどうなるか、誰でも分ることじゃないか、あなたもその意見を序文に書いておられる。山県さんは自分は書いた覚がない。私が島田三郎『開国始末』を持っておりましたから、内務卿山県撰と書いてある。そうすると山県さんは、そういうことがあったな、あれは井上毅に書かして一遍読んだことがあったな、とそれで済んだ⁽⁸⁷⁾。

維新史料編纂事業

山県の虎口を脱したとはいえ、一連の「井伊直弼問題に関わったことで、三上は磔のような非難・排撃を浴び……七十五年に及ぶ三上の生涯の中で、もっとも危機的な局面を招⁽⁸⁸⁾いた。その余波は、維新史料編纂事業にも及び、遂には、そこから官学アカデミズム史学者が疎外されるに至る。

井伊事件当時、政府系の維新史料編纂事業は、先に登場した史談会が之を担っていた。史談会は、宮内省の発する特令に依って大名華族家の秘庫を開鑰せしめて国事関係書類を獲、又、維新当事者の口述史料を集積していた。史談会の史料蒐集の対象は勤王・佐幕を問わず、故に旧彦根藩の井伊伯爵家も明治30年には史談会に参加していた。更に明治38年、旧藩に所属しない一己資格会員にも加入を認めた結果、

(85) 高田・前掲注 (79) 80頁。

(86) 喜田・前掲注 (40) 100-103頁。

(87) 三上・前掲注 (74) 216頁。

(88) 坂口・前掲注 (80) 49頁。

「反藩閥的色彩のつよい国民主義者が旧幕関係者と共に加わるようになってきた⁽⁸⁹⁾」。こうして史談会は以前にも増して、勤王と佐幕との別を問わない傾向を強めた。

かかる史談会の傾向に対する反撥から、水戸徳川家代表が史談会の評議員を辞任し、毛利家・島津家も会を脱退していた(明治40年8月以前)。井伊直弼銅像事件は、かくの如く対立が深まり行く最中に起きたのである。事件に刺戟された勤王派に依って、明治43年、「維新史料編纂を目的とし、元老・華族を中心とした有志組織の彰明会が成立する。……彰明会の顧問には大山巖・松方正義・山県有朋・土方久元・田中光顕・東久世通禧らが就き、これ以降、藩閥主導による維新史料編纂事業が本格的に開始されることとなる。そして、この彰明会を引き継ぐ形で、明治四四年(一九一)五月、文部省内に設立されたのが維新史料編纂会であり、『維新史』に代表される数多くの刊行物を出版したことは周知の通りである⁽⁹¹⁾」。

維新史料研究会の設置は、大学には「はじめからまったく相談」なしに成された。その理由に就いて、史料「編纂掛の中村勝麻呂は……「大学の史料編纂は幕府に偏するの嫌がある。故に今回史料編纂掛の方は、内々の交渉が無かつた」……との情報を語っており、島田〔三郎〕も、『小学日本歴史』編纂時に、「直弼の専断」と断定した文部省の誤謬を大学から出ていた委員が指摘したことから、「大学は一方に偏するから大学に委せられぬ」……という考えになったとのエピソードを紹介していた⁽⁹²⁾」。

幕末維新と南北朝

尤も、山県であれ、他の薩長元老であれ、彼等が政治家である以上、佐幕派史観との正面对峙は、佐幕派有力者との決裂を帰結するが故に、現実的な選択肢ではなかった。それ故、銅像事件に於ける元老の横槍は冥々裏に突き出され、教科用図書調査委員会を繞る三上と山県との対談は内々に済まされた。そこで勤王派は、志士を顕彰し、佐幕派とは別の研究会を立上げるなど、差当っては自陣を固めて次の攻勢の機を窺った⁽⁹³⁾。

(89) 宮地正人「政治と歴史学——明治期の維新史研究を手掛かりとして」同・天皇制と歴史学——史学史的な分析から(本の泉社、令和) 186-189頁。

(90) 宮地・前掲注(89) 186頁。

(91) 高田・前掲注(79) 84頁。

(92) 宮地・前掲注(89) 192頁。

ところで、ここに、今述べた如き政治的配慮の要らない、歴史上の題材があった。それが南北朝史である。

先述の如く、勤王派は、幕末維新期の動乱を、善と悪と、精神主義と物質主義との争いであると把握したが、同じ認識枠組は、南北朝動乱にも適用する事が出来た。実際に、或る防長史談会員は、北朝正統論や南北並立論は、「史實の大小を知るのみ」にして、「全然正義人道の觀念に缺如し」た、「腕力」主義・「權力」主義に外ならない、とし、「北朝にして大統なりとせば權力のあるところは正邪を絶して常に大統ならざるべからず、此の説を延長するときは大政奉還、王政復古は無意義の事業に歸し近世に於ける志士仁人等が維新の大業を翼賛し、身命を殉没せしの行爲は徒爲に屬せざるべからず」、と主張していた。

しかも重要な事に、南朝正統論者は、勤王派だけでなく、佐幕派にも支持者が多かった。例えば、代議士・小久保喜七は史談会の賛助会員であったが⁽⁹⁵⁾、正閏論争では友友会に於ける南朝正統論者の首領であった。⁽⁹⁶⁾又、銅像除幕式に、政府要人の中では唯一出席して祝辞を陳べた大隈重信も、正閏論争では、「南北正閏論なんか問題にならぬではないか〔、〕學者に云はせれば色々の説もあらうが俺は夫塵⁽⁹⁷⁾ものには耳を傾けない〔、〕定り切つた問題である〔、〕苟も南朝正統論に就て異議あるものは以ての他の事である」と、南朝正統論を断固支持した。大隈は、南朝正統論は国民統合の要だと考えていたのである。嘗て大隈は言った、「徳川時代の武士には、愛國心はな」く、主君や藩へ「忠義心」しか無かった、それは南北朝時代に於いて「正成の臣も、尊氏の臣も、各其主の爲に盡すのみと謂ふか如」くであったのと変わらない、しかし、明治維新に依つて「其忠義心は一變して愛國心となれり」、そして、この愛國心の御蔭で「王政復古の偉業と爲りて、爾來は我國をして世界に比類なき長足の進歩を爲さしむるに至」⁽⁹⁸⁾つた、と。時に官学アカデミズム史学は、愛國心以前の忠義心の観点から、北朝臣民も南朝臣民も、忠義の対象こそ違え、そ

(93) 高田・前掲注 (79)。

(94) 磯部檢三「日本民族の大統論」防長史談會雜誌第17号 (明44) 2-3頁。

(95) 宮地・前掲注 (89) 186頁。

(96) 東牧堂・南山餘録 (民友社、明45) 169-172頁。

(97) 大隈重信「道德の根本破壊」東京朝日新聞 明治44年2月15日朝刊5面。

(98) 大隈重信 (円城寺執筆)・大隈伯昔日譚 (立憲改進黨々報局、明28) 236-238頁。

れぞれ忠義を尽くした点では変わらない、だから南北正閏を論ずる必要は無い、と論じていたが、それこそ正しく大隈の批判する所の封建的思考に外ならない。

以上述べ来たったことを纏めよう。

正閏論争前夜の官学アカデミズム史学は、勤王派の大義名分史観と対立していた。この対立は、修史館史学の時代から引続いていたが、対立の溝を深めたものは、20年間に及ぶ官学アカデミズム史学の発展と社会的浸透とであった。老残の勤王派は、恰も手負いの虎の如く、捲土重来の機を窺っていた。そして、幕末維新史に於けるとは異なり、南北朝史に於いては、官学アカデミズム史学は、佐幕派からの援護も期待出来なかったのである。

C) 学際的競合

官学アカデミズム史学と、その他の人文社会諸学とは、日露戦争以後に盛んになった国民教化の場に於いて恒常的な競合関係にあった。歴史学を含む此等の諸学は、西洋の学問の方法論を承けて明治20年代に形作られ、そして、その何れもが、国民教化に於ける自己の卓越せる有用性を主張して余念が無かった。かくて廣木講師の所謂「国体論」裡の学際的競合が生ずる事となった。

就中、帝大の井上哲次郎（哲学科）と其の同僚・門下からなる、哲学、倫理学、宗教学、教育学者の一团は、哲学史や宗教史と云った形で自己の学問の内部に歴史研究部門を有ち、且つ、それらの歴研究の題材を屢々日本に取った為、官学アカデミズム史学の国史学者とは強い競合関係にあった。

ここでは、それら哲学科系諸学と官学アカデミズム史学との対立関係の内、偉人顕彰の手段を繞る隠然たる対立を紹介しよう。これから述べる如く、この対立は、南北朝正閏論争に於ける対立構図の先取りとも言うべき性格を有っていた。

神社と銅像

明治後半には偉人顕彰の手段として遺跡保存や記念館の建設がなされるが、これを官学アカデミズム史学者は原則として歓迎した。自らの社会的貢献の場が増えて「結構な事」だ位に考えていたのである。⁽⁹⁹⁾ところが、偉人顕彰の手段には、それらの外に神社建立と云う手もある。楠木正成戦没地に立つ湊川神社をはじめ、神社

(99) 三上參次「演説談話」(明43)史蹟名勝天然記念物保存協會報告第1回(明44)4頁。

に偉人を祀った例は幾らもある。かくて、神社建立に依る顕彰と遺跡・記念館に依る顕彰とが競合し、それぞれの側が自案の優れる所以を説いて相手に抗するに至った。

ここに官学アカデミズム史学者・三上參次は神社建立を排して言う、

偉人に對しては、これを神に祀つたり、神社を建て、尊敬致します。夫は至極結構であります、神となつて終つては、餘りに勿體なくつて、親しむ譯にはいかず、自然敬して遠けるといふ様な場合があります。若し偉人が偉人として祀られて居る時には、其處に往つて、膝を組んで語ることが出来ますが、神となれば、教を受けなければならぬ。サウセねば、何だか失敬に當る様に思はれるのであります。故に神社は別問題として、目下の處、其の銅像、並に陳列場を建てる⁽¹⁰⁰⁾ことが急務であります。

三上は、これと全く同じ論法で以て、神社を建てる位いなら、記念碑や銅像の方が良い、「記念碑、銅像と云ふものは、偉人を分り易く、知り易く、近付き易くすると云ふ點に於ては、神社にするよりも便利で、國民教育と云ふ趣意に合することが多い」からだ、とも言っていた⁽¹⁰¹⁾。

田中義成も三上を援護した。例えば、太田道灌木像の保存を地元の東京市民に呼びかけた際に、田中は、道灌開府の功を記念すべくば、その木像を「東台芝山〔道灌山〕の雲樹幽清なる邊に移し一小祠を建て、之を安置」するが良い、「是れ豈に無意味なる官國幣社を濫建するに^(ま)愈されること萬々ならずや」と神社造営案に異を唱えたのである。⁽¹⁰²⁾

勿論、神社建立を実現したい神道人も黙ってはいなかった。

抑も神社は、明治初年に国教化政策が進められた僅かな期間を除いて、国家からは国民教化の手段として看做されていなかった。神職は、名目上は「国家の宗祀」を司る所の要職とされながら、実際には十分な手当が支給されず、その弊は府県社

(100) 三上・前掲注(32)12頁。

(101) 三上參次「神社及び神職に就きて」神社協會雜誌第19号(明36)7頁。

(102) 田中義成「太田道灌の木像に就て」神社協會雜誌第4年第6号(明38)8頁。

以下に於いて甚だしかった。ところが、日露戦争後の地方改良運動では、神社局を抱える内務省が、神社を地域社会に於ける精神的統合の拠点として整備し、これを活用せんと乗出す⁽¹⁰³⁾。明治39年には、20年来の懸案であった官国幣社経費国庫支弁法案が帝国議会通过し(法律第24号)、と府県社以下神社神饌幣帛供進が勅令(第96号)で以て認められた。復活の曙光に浴しつつあった神道人が、それを覆いかねない様な、三上や田中の発言に反撥したのは、当然の仕儀であった⁽¹⁰⁵⁾。

全国神職會幹事・高山昇は、同会々長・佐佐木高行の口を借りて、神社ではなく銅像を、と主張する官学アカデミズム史学者と其の与党とに対し、次の様に反駁した：

靖國神社は、勿論神社だネ、さうして其の附近に、大村〔益二郎〕さんだの、川上〔操六〕さんだの、銅像が有るネ、處で兵卒などが、此の神社と銅像とに對する感念の相違はどうだね、内の書生などに聞いて見ると、靖國神社に對して、敬禮をして通行する兵卒などは見かくるが、大村さんや川上さんの銅像に對して、敬禮をして通る兵卒などは、どうも見かけ無いやうであると云ふが、夫は兵卒など斗りではあるまい、將校衆などでも、近く川上さんの恩顧を受け、知遇を得て居つた將校は、今でも隨分あらうが、其の將校が、川上さんの生存中、道ででっくわも出合した時には、必ず規律正しく敬禮せぬものは無からうが、今アノ銅像に對してはどうで有らう、或は自然に慣れて仕舞つて、殆ど路傍の人、イヤ偶像の如しではあるまいか、⁽¹⁰⁷⁾

明治期の銅像は、今とは異なり、歴史的価値など帯びていない、その出来不出来

(103) 森岡清美・近代の集落神社と国家統制——明治末期の神社整理(吉川弘文館、昭62)、畔上直樹・「村の鎮守」と戦前日本——「国家神道」の地域社会史(有志舎、平成21)。

(104) 神社新報社編・増訂近代神社神道史(神社新報社、昭61)137頁。

(105) 内務省に取っては、国民統合の精神的拠点は神社でなくとも、例えば、報徳思想であっても、三上參次と井上友一が好んだ松平定信であっても、構わなかった事もあって(見城佛治「近代日本における「偉人」松平定信の表象」千葉大学留学生センター紀要第3号〔平9〕、同・近代報徳思想と日本社会〔べりかん社、平21〕、藤本頼生・神道と社会事業の近代史〔弘文堂、平21〕第1部第1-3章)、神道人も気楽に構えては居られなかったのである。

(106) 全国神職會編・全国神職會沿革史要(全国神職會、昭10)169頁、齋藤智朗「高山昇」戦後神道界の群像(神社新報社、平28)。

(107) 高山昇「佐佐木伯爵の銅像談に就いて大方の教を乞ふ」全国神職會々報第100号(明40)46頁。

が云々される様な、単なる同時代の美術品に過ぎない。眉を高く強調し過ぎた大村の銅像の眼窩に鳥が巣を作るの図を載げて挿掬った小新聞もあった程である。この様に、銅像は、旨く行けば人々に親しまれようが、下手をすると顕彰とは正反對の結果に終わりがねなかったのである。そうした懸念が、佐佐木・高山が銅像案に反対した際の理屈を導いたのである。

畏敬と親愛

神社を地域の精神的紐帯の要として活性化せんとする、内務省や神道人の運動は、同時代日本に移植されたばかりの宗教学と云う学問に依って、思想的に支援されていた。⁽¹⁰⁹⁾宗教学は、神社が帯びる所の、「記念碑や銅像といった記念物の類では代用することのできないなものか」を宗教的情操の発露と見て之を研究し、尊重し、その社会的活用を図ったのである。⁽¹¹⁰⁾当時の宗教学の主たる担い手は、東京帝大文科大学宗教学講座助教授・姉崎正治であり、⁽¹¹¹⁾姉崎は、人格主義者であった。形而上的実在(神)の住まう精神世界と人間の住まう物質界との断絶を強調しながら、その断絶を超えて神を求めずにはいられない所(「憧憬」)に人間の本質的な在り方

(108) 平瀬礼太・銅像受難の近代(吉川弘文館、平23)44-56頁。本文に述べた如き銅像批判に就いては、山口輝臣・明治神宮の出現(吉川弘文館、平17)65-66頁をも参照のこと。

(109) 磯前順一「明治二〇年代の宗教・哲学論——井上哲次郎の「比較宗教及東洋哲学」」同・近代日本の宗教言説とその系譜——宗教・国家・神道(岩波書店、平15)、前川理子・近代日本の宗教論と国家——宗教学の思想と国民教育の交錯(東京大学出版会、平27)、山口輝臣・明治国家と宗教(東京大学出版会、平8)、同「明治末年の宗教と教育——三教会同をめぐって」東京大学史紀要第14号(平8)。

人格主義的な宗教観に基づく神社崇敬の言語的表現としては、例えば、以下に掲げた、大澤治作に依る文章が挙げられよう。大澤は、明治45年、東京帝大文科大学文学科卒(英文学専修)で、井上哲次郎「神道と世界宗教」東亞之光第10巻第8号(大4)の教えに接して、この文章をものした、と云う：

神社を禮拜する事はどんな意義になるかと云ふと、一つには恩に謝する意義になるし、又一つには——之が極めて大切であるが——神に祀られて居る人の立派なる人格に敬意を拂ふ事になるのである。例へば湊川神社を禮拜するは楠正成の立派なる人格、忠烈無比の美しい精神に敬意を表するのである。國家を愛すれば當然さうなるのである。尙ほ見方を換へて云へば、吾々の心の底に潜んで居る同様の美しい精神に敬意を拂ふのである。神社を禮拜するは此意味である、此外に神に祈る可き事は無い(大澤治作「神道振興と國民教育」東亞之光第10巻第11号〔大4〕54頁)。

(110) 山口・前掲注(108)67-68頁。猶、その中心人物は、加藤玄智であった(同上書、及び、同・前掲注(109)175頁)。

(111) 山口・前掲注(109)「明治末年の宗教と教育」3頁。

を見出していた。そして、姉崎は、宗教に対しても、又、偉人を顕彰するに当っても、それを通じて崇高なる形而上的の实在を想起させる手段たる事を求めたのである。この様な態度は、崇高への畏敬よりも親愛を優先して神社よりも銅像を優先した三上参次とは対蹠的であった。

管見の限り、偉人顕彰を繞る上記の論争では、姉崎は官学アカデミズム史学と闘う事は無かった。しかし、ここに見えた畏敬対親愛と云う對抗軸は、正閏論争に於いて、姉崎ら人格主義者と官学アカデミズム史学第1世代との対立に、そのまま持ち越される事となった。⁽¹¹²⁾

(2) 国民教化の政治的焦点化

戊申詔書

正閏論争が国民的大問題となった背景として、明治30年代以降の衆議院が、所属する政党の如何を問わず、「国民道徳の問題に関心を払い、ことに教育勅語の普及と徹底を求めることにはきわめて熱心であった」事も忘れる訳には行かない。⁽¹¹³⁾

日露戦争後の本格的な資本主義化、そこから不可避的に生ずる国民の個人主義化、国民統合の希薄化は、政府も議会も均しく憂慮する所であった。資本主義の害悪を救済すると称する社会主義への対応も求められていた。そこで第2次桂内閣は、国民の精神的統合を維持する為に、教育勅語の徹底をはかる一方、地方改良運動を本格的に始動するに当り、明治41年、明治天皇に戊申詔書の發布を奏請し、裁可された。詔書は「勤儉質実を説き、個人主義へと拡散しようとする国民意識をあくまで国家の側につなぎとめようと試みていた」。政府は、この様な「強力なイデオロギー政策と政治上の……国家主義、そして社会主義者に対する弾圧によって、国民統合を維持しようとしていたのである」。⁽¹¹⁴⁾

(112) 正閏論争に続き、明治天皇崩後にも、神社創建か銅像・記念館・図書館建設か、と云う對抗軸に沿って論争が生じ(佐藤一伯・明治聖徳論の研究——明治神宮の神学〔国書刊行会、平22〕第6章、菅浩二「明治神宮が〈神社〉であることの意義——その国家性と公共性をめぐって」藤田大誠ほか編・明治神宮以前・以後——近代神社をめぐる環境形成の構造転換〔鹿島出版会、平27〕、平山昇・初詣の社会史——鉄道が生んだ娯楽とナショナリズム〔東京大学出版会、平27〕第2部第3章)、結局は、「外苑を「發明」したことで、「神宮も記念物も」という、欲張りであるとともに、神宮建設への批判にも対応した計画が実現」された。但し最も身近な筈の銅像は、計画されたものの、明治神宮には陳列されなかった(山口・前掲注(108)87頁)。

(113) 小股憲明・近代日本の国民像と天皇像(大阪公立大学共同出版会、平17)79頁。

(114) 小股・前掲注(113)102頁。

民本的勤王論

政府に対し議会勢力は、道徳的、且つ、民主主義的な態度で以て対峙した。⁽¹¹⁵⁾

道徳的とは、議会勢力、特に衆議院が、政府以上に教育勅語、戊申詔書を重視した事を指す。議会勢力の見るところでは、教育勅語・戊申詔書に示された天皇の大御心を、政府は国民教育に十分に活用し得ていない。政府は、ヨリ熱心に忠君愛国の教育を施すべきである、そうすれば社会主義や自然主義等と云った邪論は自然消滅する筈だ、危険思想を弾圧するのではなく、愛国教育に依って、それを枯死せしめるべきだ、と彼等は主張した。勿論ながら、国民の道徳的強化に繋がるであろう偉人顕彰にも、彼等は積極的であった。議会勢力から叱咤激励される側の政府としても、教育勅語に反対などは出来ないし、又、反対する理由も無かった。それ故に、道徳的な批判は、議会勢力にとって、取分け野党にとって、常に有効な政府批判の手段たり得たのである。尤も、彼等は、そうした政治的打算だけで動いていた訳ではなかった。彼等は、打算の一方で、「本気で」忠君愛国主義を奉じてもいたのである。⁽¹¹⁶⁾

民主主義的とは、衆議院が、ヨリ広汎な範囲の国民に選挙権を与えるべしと主張していた事を指す。忠君愛国の道徳的な精神は、政府よりも多数国民の世論に、そして、その国民に支持される政党（即ち自分たち）の方が、遙かに優れているのであるとすれば、そうした道徳的な主体の発する意見こそ政治に取り入れなくてはならないと云う訳である。そして実際に、南北朝正閏論争が論議されたのと同じ第27回帝国議会（明43.11.44.3）では、「衆議院において初めて普通選挙法案が可決（貴族院で否定）⁽¹¹⁷⁾されている」。

「与論政治＝議会政治が健全に機能するには、与論を形成する国民の側に十分な政治的教養が保障されていなければならない」⁽¹¹⁸⁾し、十分に政治的に教養を積んだ、道徳的にも信頼し得る、自律した判断の可能な国民であれば、議会政治をより良く運用し得る——この様な、「一方で国民に対する皇室への忠誠を〔道徳的に〕要求すると同時に、〔他方では、国民（議会勢力）の〕政治的参加の拡大を求める論理」を、「民

(115) 小股・前掲注 (113) 108頁。

(116) 小股・前掲注 (113) 122-123頁。

(117) 小股・前掲注 (113) 102頁。

(118) 小股・前掲注 (113) 127頁。

本的勤王論」と呼ぶ。民本的勤王論の主張者は、「元老や華族ではなく、五千万国民全体こそ皇室の藩屏であると」主張し、大正デモクラシーを推進して行った。民本主義の時代は、忠君愛国や祭政一致が強調された時代でもあった。⁽¹¹⁹⁾

明治末年に於いて民本的勤王論を最も強く主張した政党は、犬養毅の国民党である。しかし、第2次桂内閣の下では、所謂の情意投合に依って与党的存在となった政友会の陰で、国民党は窮地に追い込まれていた。そこで、現状の政治的劣勢を挽回する為に、国民党は教科書問題を政治問題化し、政府を批判する途を選択した。⁽¹²⁰⁾

同じ頃、貴族院では、「多数を幸倶楽部と研究会とで押さえる「幸・研与党体制」のもとにあり、大木遠吉ら伯爵同志会はその体制から疎外されているという意味で、衆議院において政友会と桂内閣との妥協体制から疎外されていた国民党とパラレルな関係にあ」った。⁽¹²¹⁾そこで伯爵同志会は国民党と結び、南朝正統論を掲げ、纏て政府を攻撃するに至った。

3. 論争の政治過程

学内的な敵である勤王派、学際的な競合者である人文諸学、そして、民本的勤王論、それら全てと対立し、火種が供給されれば忽ちに燃え上がる様な状態——これが、官学アカデミズム史学が正閏論争前夜に置かれていた状況であった。以下では、愈々溜った易燃性物質に火が着き、燃え広がる過程を、第1局面(明治43年末より明治44年3月迄)、即ち、論争勃発から南朝正統が閣議で決定される迄と、第2局面(明治44年3月より同年7月迄)、即ち、教科用図書調査委員会に於いて、南正北閏論と北朝抹殺論とが対立し、最終的に北朝抹殺論に沿った解決が成される迄に分かって概観する。⁽¹²²⁾

(1) 第1局面

第2期国定教科書

正閏論争勃発迄に、教科用図書調査委員会の部会・総会の審議を経て完成した第

(119) 小股・前掲注(113) 181-182頁。

(120) 大日方純夫「南北朝正閏問題の時代背景」歴史評論第740号(平23) 10-12頁、千葉・前掲注(29) 118-119頁。

(121) 千葉功「南北朝正閏問題再考」学習院史学第57号(平31) 54頁。

(122) 千葉・前掲注(29)。

2期国定歴史教科書は、小学日本歴史（新制高等小学校第3学年用）、尋常小学日本歴史（児童用）巻1、高等小学日本歴史巻1、尋常小学日本歴史（教師用）巻1上・下、尋常小学日本歴史（児童用）巻2、高等小学日本歴史巻2である。これ等の内、尋常小学日本歴史（児童用）巻1、高等小学日本歴史巻1、並びに、尋常小学日本歴史（教師用）巻1は、明治43年4月から使用が開始され、尋常小学日本歴史（児童用）巻2、及び、高等小学日本歴史巻2は、明治44年4月から使用された。⁽¹²³⁾

ここで当時の学校制度に就いて述べると、先述の如く、明治40年に小学校令が改正されて義務教育が6年に延長されている。これを承けて、従来は中学校に進学する為の橋渡しであった高等小学校2ヶ年の位置付けが変わった。新制度では、高等学校への進学希望者は中学校・高等女学校へ進むものとされ、これに対して高等小学校に進学する児童は、卒業後も地方に止まり、そこで就職する事が予定されるようになったのである。その為、新制度下の高等小学校では、「単に尋常小学校教育の延長ではなく、……〔基本〕二か年の教育を国民生活の実際に応ずるように改め、まとまった教育内容を授けることとした」⁽¹²⁴⁾。その影響は、就中、高等小学校を通常より1年長く3年間続ける児童に対して顕著であった。文部編修・喜田貞吉が言う様に、「高等小學校の三年まで居て之を卒業する人は、或事情の爲に中學校にも、行けないので、終るのでありまして、比較的其地方に於ては地位の高い人々の子供と云はねばならぬ。即ち將來は、田舎で言へば、村長の候補者になるとか、村會議員とか、郡會議員とかになると云ふ程の人で、ありませう。斯う云ふ人は新聞の社説を讀んでも理解するだけの讀書力がなければならぬ。随つて高等三年の教科書は、一面に於て讀書力を付けたいと云ふ標準で拵へた。随つて教師の敷衍講述に任せてよい程の事實にても委しく書いてある」⁽¹²⁵⁾。

又、尋常、高等を問わず、これら歴史教科書には教師用教科書が附属した。教師が児童を教えるには、「必ず教科書に書いてある事柄以上の知識がなければならぬ」、そこで「教師の参考書」として教師用教科書が添えられたのである。⁽¹²⁶⁾

(123) 「小学日本歴史編纂趣意書〔小学日本歴史 明治四十五年度以降使用〕」近代日本教科書教授法資料集成 第11巻 編纂趣意書I（東京書籍、昭57）660-661頁。

(124) 文部省編・前掲注（43）333頁。

(125) 喜田貞吉「修正小學日本歴史教科書に就て」小學校第8巻第11号（臨時増刊「新國定教科書號」、明43）850頁。本論文は、後に、喜田・前掲注（31）に附録一として再録された。

この教師用教科書にも尋常小学校の義務教育年限の延長の影響が見られた。

第1に、尋常科歴史の教師用教科書は、この明治43年版が抑も初めての試みであった：「此の教師用の教科書は、……義務教育延長の結果、是まで餘り歴史教育には経験のなかつた尋常科の正教員諸氏が、新に歴史科を受け持つことになつた爲に、殊に其の必要を認めたからであります」⁽¹²⁷⁾。

第2に、尋常科高等科を問わず、歴史の教師用教科書には、他学科のそれよりも記述が遥かに詳細だった：「歴史科は重要なる學科でありますから、單に教授者の参考に供すると云ふよりも、むしろ教科書として、それによつて教授を実施して貰はうといふ事になつたのであります。そこで、備考に就ては、編纂者の方では、種々の事柄に就いて甚^{〔はなはだ〕}お忙しい小学校教員諸君が、いろゝなむづかしい歴史の参考書を彼れ是れと選擇して讀まないでも、此教師用教科書一部をよく讀んで、之を腹に入れて貰へば、それで小学校の歴史教授だけにはあまり差支へないと云ふ位の⁽¹²⁸⁾抱負に於て編纂したのである」。

成る程喜田の発言通り、「尋常小学歴史卷一 教師用下」では、教科書の執筆意図が教師に向けて詳細に述べられている。取分け南北朝に就いては丁寧であった。そこでは第1に、南北朝の天皇は正閏を教壇で云々してはならない、と説かれる。足利方は賊軍ではなくて北朝の官軍であり、足利方に与えられた「錦旗」は確かに天皇の旗である。しかし、第2に、臣下に就いては、南朝方臣下を高く評価して北朝臣下を貶した。何となれば則ち、足利方は、南朝勢力に対抗する為の手段として北朝を擁立したに過ぎないが、南朝臣下は心の底から「皇室に対する忠誠の士」であったからである。「されば教師は南北朝の事歴を説くに当り、児童をして是等忠臣の人となりを敬慕せしめ、忠君の精神を涵養せしめんことを要す」、と喜田は⁽¹²⁹⁾言う。

この教科書の編纂意図を、喜田は、日本歴史地理学会の明治42年夏期講習会や、翌年12月に開かれた文部省の師範学校修身科教員講習会でも講演し、更に、その内

(126) 喜田・前掲注 (125) 847頁。

(127) 喜田・前掲注 (125) 846頁。

(128) 喜田・前掲注 (125) 847頁。

(129) 「尋常小学歴史卷一 教師用下 (明治四十三年度以降使用)」近代日本教科書教授法資料集成 第7巻 教師用書Ⅲ 歴史・地理篇 (東京書籍、昭58) 55-57頁。

容を、論文に書いたり、國史之教育なる書物に纏めて出版しさえした。

それ等に現れた喜田の思想は、三上以来の官学アカデミズム史学に依る応用史学論の典型とも言うべき内容であった。要するに、純粹史学と応用史学とを区別し、小学校では、専ら応用史学的な観点から歴史を教授せよ、そして：

歴史教授の要旨としては、國體の概要を知らしめ兼て國民たる志操を養ふといふことでありまして、歴史上の事實を知らせるといふことは、どちらかと云へば歴史教授の眞の目的ではない、むしろ國民たるの志操を養ひ國體の概要を知らしめる上に一の方法として國史を授け、國史上の知識を與へるの精神である。随つて教材の選擇も、學問上から見て過去の事蹟を明かにするといふことでなくて、過去の事蹟によりて善良有爲の國民を作るのが目的である。此の事實はどういふ原因があつて出來た、それが爲に社會にどういふ影響を及ぼし、後に又それが爲に斯ういふことが起つたといふやうな人世の發達を研究し、其顛末を明かにするのが學問としての歴史の目的であります、小學校に於ける教育はソナなことではない、極端に、露骨に云へば、國民教育に必要な教材、即ち國體の概要を知らしめ國民たるの志操を養ふに必要な教材さへ選んで授ければ宜いのである。⁽¹³⁰⁾

喜田は更に言を續ぐ、「純正史學研究の結果を其まゝに待ち出しては、啻に教育本來の目的を達し得ないのみでなく、時としては有害なる結果を生ずることがないとも言へないのであ」⁽¹³¹⁾って、寧ろ「純正史學の目から見ると間違つた判斷が、普通教育上には却つて利用」される様な場合すら存在する、と。従つて、純粹史学的には精確な事実とは言えなくとも、「已に國民的説話となつて居ることは、〔兒童の〕負擔のまさぬ限り、繰返して興味を添へ……深い印象を與へ」るべきである、例えば、兒島高德は余り重要な人物ではないから教科書には載せなかつたが、「岡山縣地方の人が、地方的教材として櫻樹〔題詩〕の一件を説き聞かせるのも、至極善」

(130) 喜田貞吉「(講演) 國定小學日本歴史教科書の修正に就いて」(明治42年10月21日、於文部省中等教員講習会講話) 帝國教育第331号(明43) 36頁。

(131) 喜田貞吉「普通教育上の歴史」歴史地理第13卷第3号(明42) 290-291頁。

⁽¹³²⁾い事だ、と喜田は勧めていた。

後に詳しく論ずるが、喜田は、自らの歴史教科書で以て教育さるべき「善良なる國民⁽¹³³⁾」が、正閏を論じたり、北朝天皇を「不正な君であつたかの如く考へ」る必要を、凡そ認めていなかった。⁽¹³⁴⁾理想的國民像が其の様なものであったが故に、喜田は上で見てきた様に、教科書では正閏を云々せず、且つ、教師にも正閏を児童に教えない様に注意したのである。

こうした姿勢は、彼の大学に於ける師であった三上参次にも共通するもので、喜田の独創ではない。しかし、自他ともに認める猪突猛進精力漢の喜田は、⁽¹³⁵⁾そうした考えを講演、論文、著書を通じて大々的に、精力的に、公務の枠を超えてまでも説いて廻った。三上その他の歴史家には、そこまでの元気は無かった。しかも、三上が述懐する如く、喜田は「議論の鋒鋦のいつもなかゝ、鋭い方⁽¹³⁶⁾」で、「説明が少しく言葉が強⁽¹³⁷⁾」い性質であった。そうした喜田の精力と性質とが、正閏論争の直接の呼び水となる。

峰間信吉

教科書の編纂意図は、喜田の積極的な公報活動の甲斐もあって、全国の教員に周知されて行った。例えば、広島高師教諭の藤井慮逸は、南北朝史を教える際には、「南北兩皇統に對し輕重を附するが如き取扱」は不可であり、教師は児童をして「北朝の諸天皇に對し深く御同情を表し奉らしむると共に大いに足利氏の無道悖逆に憤慨せしめ兩皇統共に尊嚴なることを銘記せしめ」ねばならない、又、教科書が南北並立論で書かれていることは、「錦旗を押立てて云々」の如き記述にも表れているので、そうした編集者の「大いに注意せる點は〔教師も〕特に注意して、取扱はんことを要す」⁽¹³⁸⁾る、と注意している。喜田の意図は正しく理解されていたのである。その上で喜田説を「大體に於ては弊害少なき穩かな説なりと」判断した者も確かに

(132) 喜田・前掲注 (130) 36頁。

(133) 喜田・前掲注 (31) 4-5頁。

(134) 喜田・前掲注 (31) 167-168頁。

(135) 喜田・前掲注 (40) 22頁。

(136) 三上参次「教科書に於ける南北正閏問題の由來」太陽第17卷第5号127頁。

(137) 三上・前掲注 (74) 209頁。

(138) 藤井慮逸「修正日本歴史教科書の取扱に就て」小学校第8卷第11号(臨時増刊「新國定教科書號」、明432) 870頁。

存在した。⁽¹³⁹⁾

しかし、開示された教科書執筆意図は、喜田の敵どもの好餌でもあった。茨城県出身の小学校教員・峰間信吉は、この機を逸さなかった。

峰間は、第1期国定歴史教科書からして南北並立論に依拠しているのではないかと、との疑惑を抱いていたが、明治43年刊の教師用教科書を読み、又、喜田の講演を聴くに及んで、その狐疑に非ざるを識り、遂に明治43年12月、教科書「非難訂正の運動を起」した。⁽¹⁴⁰⁾ はじめ文部省を訪れたが手応えが無かった為、峰間は方針を転換し、マスメディアを通じて世論を動かそうとした。折良く讀賣新聞には、峰間に推薦されて入社した記者の豊岡茂夫（半嶺）がいた。

明治44年1月18日、大逆事件の判決が出た。判決を受けて国民の道義心が高揚したのを見計らい、豊岡は、社説「南北朝対立問題（国定教科書の失態）」を掲載し、「国民的情操、即ち大義名分」に暗い教科書を野放しにすれば、第2第3の幸徳秋水の様な「ニヒリスト」を「輩出」し兼ねない、と切り出した。⁽¹⁴¹⁾ これを読んで早稲田の漢学教授・牧野謙次郎、松平康國等が奮起した。「煽動することが中々上手であった」⁽¹⁴²⁾ 牧野は同志を糾合し、縁故ある衆議院議員・藤澤元造（無所属）に依頼して、議会で政府を問責する事とした。

議会へ

第27回帝国議会召集時の衆院議員配置は、立憲政友会が、先述の如く第1党で、当時の第2次桂内閣の与党的な存在であり、これに対し、前年3月に結成された旧憲政本党系の国民党は、政府に対して野党的な存在であった。

明治44年2月4日、藤澤は、国民党の後援を得て、議会に「国定教科書編纂二関スル質問書」を出し、事態を楽観していた政府を驚かせた。確かに首相の桂は長州出身だが、山県有朋とは世代が異なる上、即物的な人間であったから、勤王派の

(139) 本多辰次郎「國史の教育に付て」歴史地理第17巻第2号（明44）192-193頁。

(140) 峰間鹿水口述（小泉竹雨庵補修）「峰間鹿水自叙傳」横山健堂編・峰間鹿水傳（峰間氏還曆祝賀會記念刊行會、昭8）218頁。

(141) 半嶺子（豊岡茂夫）「南北朝対立問題（国定教科書の失態）」佐藤秀雄編・続・現代史史料第8巻 教育I（みすず書房、平6）276頁。峰間と同じく豊岡も幼少時に水戸学の薫陶を受けていた（横山健堂・師範出身の異彩ある人物〔南光社、昭8〕94頁、松川清「石原吾道翁と豊岡半嶺」千葉文化第2巻第2号〔昭15〕）。

(142) 川田瑞穂「手紙の藻洲先生（三）」東洋文化第155号（昭12）53頁。

悲憤慷慨を共有せず、又、教科書の記述に不満を抱いても居なかった。⁽¹⁴³⁾文相・小松原英太郎も、部下である喜田貞吉の方針に同意し、「南北両朝の天皇に対し奉つて、文部省が私に軽重を附することは僭越であるとの説を」採っていた。⁽¹⁴⁴⁾しかし、議会に質問書が提起された以上、対応は必要であった。

桂は、事は「皇室にかかわる問題であるため、内閣の存立を危うくしかねないと考え」、手段を尽くして藤澤に質問書の撤回を求めた。そして、明治44年2月15日⁽¹⁴⁵⁾頃、桂は藤澤に対し、口頭で教科書の改訂を約束している。藤澤は逡巡したものの、結局は政府の説得を受容れ、2月16日、「質問書を撤回する旨を議会で演説した後、議員を辞職した」⁽¹⁴⁶⁾。これは政府の勝利に見える。しかし、政府の思惑とは裏腹に、藤澤辞職を契機に論争は国民運動と化してしまった。

論争の国民運動化

藤澤の質問書撤回を受けて、その支援者は憤り、これに新聞も同調した。国民の多数も南朝正統論者であり、且つ、桂の長期政権に飽きてもいた。その為、「国民党が大逆事件と南北朝正閏問題を連結して桂内閣を弾劾する政府問責決議案を衆議院に提出すると、事態は重大な政治問題と化した。桂は、「情意投合」を利用して政友会の協力を仰ぐことで、政府問責決議案の否決に「成功」する。ただし、この間、元老の山県有朋からは、教科書改訂を断行しない桂内閣の「緩慢」の処置を激しく非難され、「一刀両断之御所分」が求められ続けた。結局、桂内閣は、二～三月にかけて、現行教師用教科書の廃棄と現行児童用教科書教授上の注意、喜田貞吉(文部編修官)の休職〔2月27日〕、「南北朝」の項の「吉野朝」への改名、ならびに南朝正統の閣議決定〔2月27日〕・枢密院諮詢〔3月1日〕・上奏裁可〔3月3日〕という「第一の政治決着」を行うことで、政治危機を乗り切ったのであった」⁽¹⁴⁷⁾。「以後、南北朝正閏をめぐる「論争」の場は、衆議院から、第二ラウンドとして教科用図書調査委

(143) 野村・前掲注(49) 6頁。

(144) 喜田・前掲注(40) 134頁。

(145) 渡邊明彦「南北朝正閏問題」と新聞報道」早稲田大学大学院教育学研究紀要別冊第14巻第2号(平19) 266頁。

(146) 大日方・前掲注(120) 10-11頁。猶、藤澤の側から見た辞職に至る経緯は、松本洪「鶴鳴録」吾妻重二編著・泊園書院歴史資料集(泊園書院資料集成1、関西大学出版部、平22)に詳しい。

(147) 千葉・前掲注(120) 118-119頁。

この時の天皇裁可は異例であった。事案の重大性にも拘わらず、公式令の規定する詔書・勅書によらず、「公文書としては事務連絡文書に近い」様式に記されていたのである。しかも

員会に移る⁽¹⁴⁸⁾」。

(2) 第2局面

教科書改訂に至る経緯

喜田が文部省を去った後の文部編修は、広島高等師範学校教授・重田定一と、東京高等師範学校教授・三宅米吉とが襲いだ⁽¹⁴⁹⁾。又、教科用図書調査委員は、3月に喜田と三上とが去った⁽¹⁵⁰⁾後、何回か委員が増減した。その結果として、委員に南朝正統論者が増えた一方、官学アカデミズム史学者も、歴史部会に田中義成と萩野由之とが残留した。猶、編輯と委員とを兼ねた重田も、帝大に於ける三上の弟子であった。

南朝正統の閣議決定を承けて、「四十四年二月小松原文部大臣は調査委員会に對し、向後は謂はゆる南朝正統の主義を以て編纂するの方針を取り、且つ既刊の教科書は此の方針に基づき、更に再修正を爲すべき旨訓示を與へた⁽¹⁵¹⁾」。以後の教科用図書調査委員会では、南北並立論や北朝正統論の出る幕は無かった。そこで、以前は南北並立論を主張した田中・萩野等は、戦線を後退させて南正北開論支持に遷った。これに、調査委員会々長・加藤弘之(東京帝大)、同第1部長・山川健次郎(東京帝大)、東洋史学者の委員・市村瓚次郎(学習院)等が賛同した。彼等に対し、穂積八東は

「南朝正統論に基づく皇統の歴代確定……は、官報にも告示され」なかった。これらの理由を、野村玄教授は——私も同意する所だが——「南朝正統論を公式に確定させることをしたくなかった」明治天皇の意思に求められた(野村・前掲注(49)23-24頁)。

(148) 千葉・前掲注(29)119頁。

(149) この人事を以て、先行研究の中には、「東京帝国大学系の歴史学者を更迭して、高等師範学校の歴史教育関係者をもって補充したことを意味」する(千葉・前掲注(40)63頁、傍点ママ)、「『純粹史学』の『大学派』が非主流派となり、『応用史学』を重視する『師範派』が主流へと変わった一つの象徴」(渡邊明彦・前掲注(145)268頁)、等と評価する向きがある。

しかし、以下に挙げた2つの理由から、私は、その評価を誤りと判断する。

第1に、官学アカデミズム史学が応用史学に不熱心であったかの如き理解は誤っている(山口・前掲注(1))。

第2に、三宅は修史館史学者でも官学アカデミズム史学者でもないが、重田は、帝大国史科で三上参次に指導された官学アカデミズム史学者である(明30卒)。明治33年に、「三高時代から抱いていた史蹟への関心が、三宅〔米吉、歴史部長心得〕によって認められて、帝室博物館の歴史部次長、学芸員となった。広島高師には明治37年に就任し、講義では、白文の正史・古文書を載せた国史読本を用い、古墳の实地調査を行ったりしている(菅・前掲注(47))。この様な重田の教育活動は、特に官学アカデミズム史学者に限られたものではないが、他方で、取り立てて「師範派」と呼ぶべき謂れも亦た無からう。

(150) 喜田は2月28日に、三上は3月10日に、それぞれ委員を依願免職となった。

(151) 渡邊董之助「本邦教科書制度の沿革」國民教育獎勵會編・教育五十年史(民友社、大11)239-240頁。渡邊は論争時の文部省図書課長である。

北朝抹殺論を主張して対立したが、調査会では少数派に止まった。この両派は、第2部会(明治44年5-6月)及び総会(同年7月)で激論となったが、結局、7月21日の「総会決議は、三宅・重田作成の部会原案よりも、市村・萩野派(加藤派)の「史実論」に一步近づく内容のものとなった⁽¹⁵²⁾」。然るに、文相小松原は、穂積八東の説を容れて総会決定を覆し、北朝の天皇号を褫奪して何々院と記すべき事を閣議で主張し、それが通った。かくて教科書は北朝抹殺説に依って叙述される事に決し、明治44年10月以降は、その様に小学校でも教えられる様になった。⁽¹⁵⁴⁾

メディアの役割

正閏論争が国民運動化するに当っては、メディアが大いに作用した。

教科書批判の嚆矢となった讀賣社説を使嗾した峰間信吉には、メディアの世論喚起力に対する理解があった。彼は正閏論争と並行して、小学校教師の待遇改善を要求していたが、そこでも雑誌・新聞を通じたキャンペーンを展開していた。正閏論争に於いても、雑誌・文学界を発刊し、これを南朝正統論の広報誌とした。文学界の紙面構成は巧妙であった。南朝正統論を主張する論文だけでなく、一般的な歴史的題材を扱う通俗的な論文も掲載され、これにより、読者が退屈せずに雑誌を捲り、その内に南朝正統論の主張にも自然に目を瞩目的様に仕組まれていたのである。⁽¹⁵⁵⁾

新聞社も論争に熱心だった。

明治30年代以降の新聞は、明治20年代の様な「知識人向けの政治論ではなく、「普通一般の多数民人」の日常的「便利」「実利実用」の感覚、生活実感に訴えるジャーナリズム活動を志向し……、「普通一般の多数民人」の素朴な生活感覚から出発しながら次第に犯罪や事件から社会の病理を感じ取り、一定の社会的テーマに組み立てていった」が、「そうした社会報道を集約的に表現するのが、キャンペーンという方法」であった。⁽¹⁵⁶⁾ キャンペーン・メディアと化した新聞は、「政治制度・政策を

(152) 部会に於いて、田中と萩野とは北朝抹殺論を強く論難し、「起草委員たる主旨と相反するに由り、起草委員たるを辞すべしとて辞表を提出し」さえた、と報道された(「吉野朝大論戦(其二)〔時事彙報〕教育時論第946号〔明44〕37頁)。

(153) 千葉・前掲注(29)116頁。

(154) 千葉・前掲注(29)116-118頁。

(155) 北朝正統論者であった吉田東伍の論文さえ掲載された(吉田東伍「陰陽道の研究(一)(二)」文学界第1巻第2・3号)。想うに、吉田は、明治20年代後半から讀賣新聞や歴史地理の記事で有名だったので、その知名度を峰間は買ったのであろう。

棚上げにして、ひたすら素朴な庶民道徳次元に視座を仮構し、「不正」に対する道徳的な憤慨を煽っていった。そうした非政治的な憤慨であるからこそ、民衆の日常的な様々な不満・不平を吸収し、膨張していくのである。それを、新聞は「愛国の熱誠」「公憤」といった批判困難な超政治的象徴を付与し、内閣に突きつけていく。それは、内閣から見れば、……「政事と社会の混同」であるが、正面から反撃するのは困難であった⁽¹⁵⁷⁾」。

正閥論争時も新聞は、この類のキャンペーンを張った。「特に大きく報道したのは読売新聞、万朝報、東京朝日の3紙で、このうち、万朝報と読売新聞は……強烈な南朝正統派であった」。又、その他の「東京日々、大阪朝日、時事新報とこの問題を報じていた大手新聞は全て「南正北閥論」であった。……朝日新聞も、2月20日に「歴史教育問題」という社説を掲載し、社として「南正北閥」の態度を明らかにした。東京朝日がその論陣に加わり、世論は南朝正統一色に染まり、桂内閣への圧力を強めていった。南朝正統が決まり、世論が沈静化した3月末、万朝報は「世論諤々として政府を非難するに至り、文部省は先づ責任者の一人なる喜田博士を罷免し次いで教科書を改訂するに決す。是れ実に世論の勝利なり」との総括記事を掲載した。また、その勝利は……教科用図書調査委員会に関しても同様であった。7月21日の総会決議の結果に対し、万朝報はこれもまた「本社の主張が全部実行せられたるは、日本国のために最も幸慶とするところなり」と総括した⁽¹⁵⁸⁾」。

この他にも各種雑誌が論争の特集を組んだ。又、演説会も大入りであった。官学アカデミズム史学第2世代の黒板勝美と帝大國史科の同期で、論争時には讀賣新聞主筆であった笹川臨風が神田の青年会館で南朝正統論の演説をした時などは、「聴衆は蟻の這ひ出る隙間もないほど詰めてゐ」て、笹川は、その「會場の雰囲気から自分で喋りながら次第に自家陶醉の境に入りて中々景氣の好い激昂せる調子になつて來た。まことに面白い愉快な講演であつた」と、後年回想している⁽¹⁵⁹⁾。

論争の終了後にも、南朝正統論者は、自説勝利と邪説退散との記念碑とすべく、

(156) 有山輝雄・近代日本ジャーナリズムの構造——大阪朝日新聞白虹事件前後（東京出版、平7）24-25, 28頁。

(157) 有山・前掲注（156）83頁。

(158) 渡邊明彦・前掲註（145）269頁。

(159) 笹川臨風「南北朝問題」同・明治還魂紙^{〔すきかえし〕}（亞細亞社、昭21）84-85頁。

論争の経過を記録し、論争時の新聞雑誌の記事を採録した書物を編修し出版している。友聲會編・皇國體之擁護 (松風書院、明44)、史學協會編・南北朝正閏論 (修文閣、明44)、山崎藤吉 = 堀江秀雄編・南北朝正閏論纂 (鈴木幸、明44)、高橋越山編・皇國體之擁護 南北朝論 (成光館書店、明45) 等が、それである。

以上のメディア・キャンペーンに於いては、南朝正統以外の立場も取り上げられている。尤も、纏まったものは、北朝正統論者の浮田和民が主幹を務める雑誌・太陽に掲載された、浮田や吉田東伍の論文程度であり、その他は新聞の取材に答えた、断片的な記事が多い。

官学アカデミズム史学の南北並立論者は、過熱する議論に油を加えるの愚を避けた。三上が自説を論文の形で表明したのは、教科書の改訂が決まり、彼が委員を辞めた後の、明治44年4月になってからである (三上参次「教科書に於ける南北正閏問題の由来」太陽第17巻第5号)。喜田は論争中、自らの立場の正当性を主張した「南北朝論」を著したが、論争の更なる激化を恐れた山川健次郎の意見を容れて、その公表は見合わせた。⁽¹⁶⁰⁾ 三上参次の「忠僕」と罵られた田中義成は、その他の史料編纂掛員と同じく、黙って事態を遣り過⁽¹⁶¹⁾ごした。その所為もあってか、彼等は南北並立論者であるにも拘らず北朝正統論者であるかに誤解され、三上が「北朝論の第一頭目」⁽¹⁶²⁾等と呼ばれる状況が、論争の後になっても続いた。

第3章 正閏論争に対する官学アカデミズム史学第1世代の対応

本章では、官学アカデミズム史学第1世代に属し、論争時には、応用史学者の立場から (「學者の研究としてならで、國民教育者として」)、「南北兩朝の對立説を國定教科書に挿入」⁽¹⁶³⁾した3人の歴史家、即ち、帝大系歴史学者の元締めとして「元兇」の悪名を奉られた三上参次、三上の「忠僕」田中義成、そして、年齢的には第2世代に属しながら、学問的には第1世代であった喜田貞吉に就いて、夫々の歴

(160) 喜田・前掲注 (40) 161頁。

(161) 三鹽熊太「正閏問題の解決と國體擁護論」友聲會編・皇國體之擁護 (松風書院、明44) 385頁。

(162) 松本洪「美濃部學説と帝國大學」東洋文化第130号 (昭10) 16頁。

(163) 木山熊次郎「亂調子の世の中」内外教育評論第5巻第3号 (明44) 8頁。

(164) 三鹽・前掲注 (161) 384頁。

史学、就中、応用史学に対する考え方と、それが南北並立論と結ばれる筋道とを論ずる。

第1節 田中義成

田中は正閏論争では表立って発言をしなかったが、論争前後の発言から南北並立論を支持した理由を推測し得る。歴史学の目的を、弱肉強食世界の中で日本民族が生存する為に役立つ様な、戦略眼を養う素材を提供する事に見出す、リアリストの田中にとって、両朝対立と云う、時代の認識枠組こそが、過去の日本人が大局的な戦略眼を高度に発揮した、貴重な参照事例に外ならなかったからである。

田中に見る所では、南北朝は、南朝側の北畠親房に依って設定された両朝対立の枠組を受けて、北朝側の足利尊氏が之に見事に対抗する、と云う、大戦略家達の共同合作であった。田中曰く、抑も「南北朝と言ふものはどうして出来たのであるかと言ふと、是は全く北畠親房の畫策から出来たもの」である、歴史家でもあった親房は、優勢な足利方と対決する為に、「支那の歴史〔資治通鑑〕に基いて」、全国に後醍醐天皇の王子を派遣して南朝側の拠点を築き、これに依って南北両朝対峙と云う時代の大枠を築いたのである、⁽¹⁶⁵⁾「然るに足利氏もさるもの、早く關東の自家勢力の根據となすに足らぬのを看取して、これも建武中興の初めに於て、九州を以て根據となすべく決し、島津、大友、少貳などを抱き込んで、北朝を擁した、之れが爲めに捲土重来南朝に迫ることが出来たので、親房卿の賢明と尊氏の遠見とは兩々相下らなかつたのである」、⁽¹⁶⁶⁾と云々。

正閏論争後の大学講義に於いて、田中は、上述の議論をヨリ詳細に敷衍した。ここでも田中は、南北朝と云う時代把握の枠組、南北朝という名称に拘る所から講義を始める。先ず彼は、嘗ての正閏論争を回想して、「極端なる大義名分論」、即ち、両朝対立の枠組自体を消去する北朝抹殺論を、「歴史上の事実を無視」し、「大義名分の為に事実を全く犠牲に供する」愚論だと遣っ付けた。⁽¹⁶⁷⁾ 続けて田中曰く、世の中

(165) 田中・前掲注(22) 1040頁。

(166) 田中義成「遊勢雜記」神社協會雜誌第5年第3号(明39) 15-16頁。

(167) 田中義成・南北朝時代史(講談社〔學術文庫〕、昭45) 37-38頁。

猶、田中は、北朝抹殺論は批判するが、南正北閏論は取立てて批判しなかった。それは「大義名分」を説くに当って、南北朝と云う時代枠組は保った上で、「南朝を正統とし、北朝を閏位とし、所謂正閏の別を明かに」するに過ぎぬからである。田中は、道徳的な事柄には興味

には「南北朝なる名称は、後世史家の勝手に附する所、朝廷の二つ存する事を認めたる名称にして甚だ当を失す」等と言う者があるが、これは甚だしい謬見である、「南北朝なる名称の淵源」は、「印度・支那・日本の三国の歴史、即ちその時代にて云えば、世界の歴史に精通」していた北畠親房が、資治通鑑その他の「宋の時代」の正統論等から着想を得て作り上げたものである、親房は、⁽¹⁶⁸⁾両朝対立の枠組を造作する事に依って、「吉野に朝廷を立てて北朝に対抗し、其正統の天子なるを叫んで天下勤王の士を鼓舞し、以て南朝の勢力回復を図れるなり。然れば南北朝の名称の由って出でたる淵源は、即ちここに存するならん。故に其名称は其事実と共に起りたる事明かなり⁽¹⁶⁹⁾」、と。

南北朝と云う枠組を作る際に、北畠親房が過去の事例を参照した事も亦た、田中の特記する所であった。田中は、親房の「政治的手腕といい、軍事的経略といい、其雄才大略は天賦に出ずると雖も、亦其深遠博大なる学問に淵源する」様に思われる、「特に史学に精通」し、「和漢内外の歴史を通観して、巧に之を治国経綸の上に運用」した、偉大な歴史=政治家だった、と言うのである。⁽¹⁷⁰⁾この様な歴史に養われた戦略眼を備えた政治家と云う北畠親房像は、田中が「史学の活用」で示した所の理想的な歴史家像そのものであった。

偉大な2人の戦略家が呼応して時代を構成した両朝対立、しかも、その内の1人が自らの理想とする歴史=政治家でもあったとすれば、その両朝対立の枠組にそった記述こそが応用史学の教材の在るべき姿だと、と田中が考えたとしても可笑しくはなからう。要するに田中は、リアリズムの教材となるからこそ、南北並立論に拘ったのであろう、と推測されるのである。⁽¹⁷¹⁾

が薄かったが、だからといって、応用史学で大義名分を教えていけない、等とは考えていなかった。

(168) 田中・前掲注(167) 37-41頁。

(169) 田中・前掲注(167) 41頁。

(170) 田中・前掲注(167) 193-194頁。

(171) 南朝正統論に依る教科書執筆が決定した後の教科用図書調査委員会に於いて、「南北朝ノ文字ハ從來一般ニ使用セルノミナラス當時ノ觀念ヲ喚起セシムルニ便利ナルヲ以テ存スルヲ可トス」の発言(「皇統御順位御確定ノ件」公文別録〔野村・前掲注(49) 写真 F-7〕)を残した逸名委員も、或は田中かも知れない。

第2節 三上參次

三上參次は、純粹史学と応用史学との別を心得ていた人物であり、正閏論争に於いても、「學者の史學的意見と普通教育に應用しての場合とは意見の違ふ事のあるも承知して居る」と発言していた⁽¹⁷²⁾。だから、三上は、教科書に於ける南北並立論に依る記述を支持したけれども、その判断も、純粹史学者として抱いていた並立論を流用したものではなく、応用史学者としての見地から（「教育者としても」⁽¹⁷³⁾）為されていた。

尤も、田中とは異なり、三上は、「南北朝から戦國時代までの……優勝劣敗の世の中」⁽¹⁷⁴⁾を現代社会を生きる参考にしよう、などとは考えていなかった。それどころか三上は、「物質的成功の外にも尙家を成し名を揚げ君國に盡すの途が無いではない、忠義といふ至情、正義といふ觀念の上に立つて家を齊へ君國に盡すといふ精神を決して忘れてはならぬ」、⁽¹⁷⁵⁾と言い、足利尊氏を偉人として賞賛するよりも、「楠木正成といふ者を是から後の世の中には更に種々の方面に向つてエライ者として紹介し、正成的精神を鼓吹する必要があるはしないかと……深く感」じていた。嘗て「皇典講究所なる國學院に出勤して講義をも受持ち、幹部にあつて教務にも當り、又そこから出る日本文學、國文學杯といふ雑誌の編纂にも與かつて忠君愛國に就いて論じ」、「所柄古老の人々とも交際して居つたが爲めに、稍偏固と思はるゝ考をも有つて居つた」と自称する程に、三上は道德的人間であつたのである⁽¹⁷⁶⁾。それ故、教科書に於ける南北並立論を支持するに至つた経緯も、現実主義者の田中とは異なつた。

教科書に於ける南北並立論支持に三上を導いた理由は、彼の言葉によれば、國民の愛國心涵養の爲であれば正閏を論ずる必要は無く、「妄りに御歴代を是非し之を

(172) 三上參次「兩朝對立論」東京朝日新聞 明治44年2月16日朝刊5面。

(173) 三上・前掲注(136)124頁。

(174) この点で、三上は、大学の同僚で、且つ、同じ歴史部会委員でもあつた萩野由之と、考えを同じくしていた。萩野曰く、尊氏は「人物としては随分策略家である、豪傑的でもあらうけれども、少年子弟に彼を景慕せしめ模倣せしめるやうに評論する事は危険であり、それ等は普通教育に従事する人の餘ほど注意すべきことであらう」、と（萩野由之の「國史は如何にして研究すべきか」〔明43〕同・史話と文話〔大7、博文館〕223頁）。

(175) 三上參次「歿後の楠木正成」（明41）日本歴史地理學會編・鎌倉文明史論（三省堂、明42）399-401頁。

(176) 三上參次「尊皇愛國に關する談話數則」秋山梧庵編・尊王愛國論（金尾文淵堂、明45）223頁。

黜陟し奉るに至つてはやはり日本の國民として不穩當の事と思ふ」⁽¹⁷⁷⁾から、と云うものであった。しかし、これは、当り障りのない、表面的な理由に過ぎず、実は、この背後に一層根本的な理由が在って存したのである。則ち、三上は、國民を教育して道徳的な主体にするのではなく、寧ろ、幼少時から善行のみを刷込み教育されて国家に愛着を抱き、その結果として、特段の意思の介在無しに、当然の事として道徳に適った、且つ、愛国的な行動をする善人にすべきだ、と考えており、その為には、正閏を明らかにしない方が都合が良かったのである。

この事に関する三上の意見は、正閏論争の翌年に公刊された講演筆記「尊皇愛國に關する談話數則」に纏まっている。そこで三上は「由緒を知れば尊くなる」と切り出し、これを敷衍して、

舊家の系圖を調べて見れば、其の家の由緒が解り、随つて其の家の愛すべく重んず可きを覺ゆるのであるが、それと同じで國の歴史を學ぶ時は、其の國體を知り、其の國の尊ぶ可く愛すべきを覺るに至るといふのはまことに自然の道理である。⁽¹⁷⁸⁾

と言う。更に三上は言を続き、

余は幼少の頃より軍記物語の類を好んで讀んだものであるが、遂に歴史を以て専門とするやうになつた。大學を出でて間も無く友人の高津學士と共に負氣なくも日本文學史を公にした。……其の目的とする所は、もとより我が國の文學の沿革を知らしむるに在るが、國民をして國文といふことに就て自覺する所あらしめ、是れより延いて、國を愛し國を重んずる精神を湧起せしめたいといふのも亦一の目的であつたのである。特質あり特性ある自國を研究すれば、自國を愛するの念を強くするのは人情の自然である。⁽¹⁷⁹⁾

(177) 三上・前掲注(136) 7頁。

(178) 三上・前掲注(176) 218-219頁。

(179) 三上・前掲注(176) 221頁。

と言う。自国の歴史を知る事に依って「自然」と「湧起」する様な国家への愛着をこそ、三上は愛国心として、その涵養に力めていたのである。それ故、それがどれほどインスピレーションの源となるにせよ、外国史は愛国心に害をなす。例えば、と、自らの学生時代を回顧して三上は言う、

余は『白川^{〔河ママ〕} 樂翁と徳川時代』といふ小冊子を公にした。其の動機は矢張り我が國民に愛國の觀念を鼓吹し度いといふ點に在つたのである。といふは我輩が外國語外國文を學ぶに當つては、多く外國人の傳記を讀んだのである、英文にては則ちマコーレ卿の、クライブ評傳や、ヘスチングス評傳や、ミルトン評論の如きが最も多く讀まれたのである。素より是によつて外國文學を學ぶのが目的であるけれ共、偉人の傳記及びその評論を讀むのであるからして文學を學ぶと同時にのおづから其の人物を慕ひ、其の國情に化せらるる感があつたのである。是れ大いに顧慮すべき點であると思つた。我が國に於ても我々の模範とすべき偉大なる人物は少くない。故に各時代より、かかる偉大なる人物を選び出して、その傳記を作つて人に讀ませよう、而して之を連絡せしむるならば、自然と一種の歴史をなすに至るのであらうと思つて此の小冊子を公にしたのである。……此の種の書物によつて、國民をして我が國の人物と事情とを知らしめ、以ていつとなく尊皇愛國の精神を養成せしむるのは最も必要なことであると思ふ。⁽¹⁸⁰⁾

要するに、三上は、国民教育（応用史学）を、自国に関する話題の反復注入に依つて、児童学生その他の被教育者をして、対象に「おのづから」同化せしめ、以て「いつとなく」愛国心を抱かしめる過程として捉えていた。⁽¹⁸¹⁾被教育者の判断や意思と云つたものは、そこでは考慮されておらず、児童生徒は、善悪や自国他国の辨別無

(180) 三上・前掲注 (176) 222-223頁。

(181) こうした考えを、三上は明治20年代から抱いていた。

三上曰く、「人其國の歴史を讀みて其國の來歴を知るときは己れもまた其國に繫屬せる一人なり其社會を組織せる一分子なることを覺知し其身を愛し其君に忠に其國家を慕うの念自然に勃然として發すべし」と（三上參次「日本歴史の性質を辨じて教育に従事する人に告ぐ」國文學第2篇第3号〔明24〕2頁）。

しに、ただ与えられた情報を吸収し、鵜呑みにして模倣する存在として把握されていた。外国の偉人に触れさせないのも、そんな事をすれば、児童生徒は素直だから、外国人を敬愛し、臆ては日本ではなく外国に愛着を持ってしまふ、と危惧されたから、に外ならない。そうであれば、日本の悪事や不祥事も、外国の偉人と同様、教師は口にせぬ様に心掛けねばなるまい。例えば、嘗ては江戸幕府が後光明天皇を暗殺した、などと云う浅ましい伝説が行われていたが、「かゝる不祥なる事實の無いことを明かにして、皇室の威厳を損し奉るやうの傾きあることを除去し國史中の汚點たる謬説を洗ひ清めることが却つて尊皇愛國の趣旨に叶ふこと」⁽¹⁸²⁾なのだ、と三上は断言する。

かかる教育観を以て観るならば、皇統が分裂した南北朝時代は、嘆かわしく、教育には不都合な時代と映ろう。楠木正成等の南朝忠臣に就いては教えない訳には行かないにしても、不祥事の記述は最小限にしたい。然ればこそ三上は、彼の十八番である日露戦争時の感動的な逸話（学校で近代教育を受けていない老婆が愛国心を示した話）を持ち出して、次の様に結論したのである：

戦時に於ける我が國民が、如何に忠愛の念に富んで居るかといふことは、この一例を見ても知るゝのである。さて此の殊勝なる心がけの、戦時にあらはるゝといふは、平和の時に於て自然に蓄積せられて居るからである。彼等は南北朝の皇統の正閏などは知るまい、しかもかく忠勇なるものであるのである。
……

日清戦争に於ても、日露戦争に於ても、我忠勇なる兵士は非常なる尊皇愛國の實績をあらはした。彼れ等は御一新前の人の如く兩皇統の正閏などはそんなに教へられなかつた。されども楠木正成足利尊氏の區別は十分教へられ居た。蒙古來襲の話もよく教へられて居た。今後は正閏などは知らずとも尊皇愛國の實^(マ)は擧げらるゝのである。⁽¹⁸³⁾

要するに、三上は、慕わしい偉人のイメージを幼少より刷込まれた結果、「自然

(182) 三上・前掲注 (176) 226頁。

(183) 三上・前掲注 (176) 231、220頁。

に」あるいは「殆ど先天的⁽¹⁸⁴⁾に」国家を愛する様に国民を仕立てる事が、応用史学の役目だと考え、その際に邪魔になる外国史や、日本史の不祥事・悪事を芟除し、その一環として南北朝の皇統分裂をも話題にしない様に心掛けた、即ち、正閏を論じない途を選んだのであった。そして、それで十分に愛国致命の勇士が育つのである。善事のみを教え込むと云う選択は、善悪を辨别し、それに従って意思的に行為する事や、皇統が分裂した時に断乎として正統の側に参ずるが如き主体的決断を為す事を、三上が被教育者に期待して居なかったと云う事と、表裏一体の関係を成していた。

以上の如き三上の歴史教育（応用史学）観は、講演「尊皇愛國に關する談話數則」の外にも、例えば、三上參次「今後の國民教育」（明39）にも顕れている。そこに於いても三上は、日本人の愛国心は、「自分も氣が付かず人も氣が付かぬ所に、イツでも現れて出て来るのである」、「國體に瑕が付くことがあれば、我々は命を満足に持つて居つて何になるかと云ふ觀念が、頭の中にイツの間にか出て来る」、そして、それは「數千年來我國の深い因縁」に依るもの、即ち、「教へられずしてそれが何かの形で、頭の中に子供の時から染込んで居る」結果である、従って、今後とも、「我日本固有の徳育を、子供の小さな頭に吹込⁽¹⁸⁵⁾む式の刷込を續けてゆくべきだ、としていた。

又、三上は、偉人顕彰の手段として神社よりも銅像を好んだこと先述の如くであるが、この選好も、掘り下げれば彼の歴史教育観に相即していた事が知られる。

三上は、明治35年6月に古社寺保存会の委員となり、同年7月より12月に至る迄、第13回万国東洋学会会議（於ハンプルク）に日本代表として参加し、欧米の歴史教育を実地に観察して帰国した。そして帰国した三上は、洋行の体験を基に次の様に主張した。「神に祀られ、ば、敬せられる代りに、幾分か遠ざけられると云ふ傾を免れない」、「尊嚴に過ぎて近似⁽¹⁸⁶⁾し悪い虞がある、……満身の敬意を拂はねばならぬ、隨て感じも薄い」、これに対して、「紀念碑、銅像と云ふものは、偉人を分り易く、知り易く、近付き易くすると云ふ點に於ては、神社にするよりも便利で、國民教育と云ふ趣意に合することが多い……此方は尊敬し追慕すると同時に、愛し親

(184) 三上・前掲註 (176) 234頁。

(185) 三上參次「今後の國民教育（承前）」全國神職會々報第82号（明39）5,9頁。

ませる」、又、記念館を建てて偉人の住んだ「居所や其什器やに接すれば、殆んど其人と對座せるが如き想をするので、感化の上には甚深の効果がある」、それ「故に神社は別問題として、目下の處、其の銅像、並に陳列場を建てるのが急務である⁽¹⁸⁶⁾」、と。この案が実現すれば、欧米各国の如く、国民は「冥々の間に祖先の功業を追想し偉人に私淑」するであろう、「要するに史的の實物教授は到る所に實行せられ、學ばざらんと欲するも豈得べけんやと云ふ有様」が実現するだろう、と三上は展望した。そして、ここでも三上は、深い畏敬の念を与えて人格を修養するよりは、卑近な愛着形成の積重ねを推すのである。

更に又、国民の自国に対する自然な愛着形成を邪魔すべきではない、と云う主張の一環として、偉人顕彰の際には悪事・不祥事の教授を控えよ、との主張が、この頃の三上に依って為されている。

例えば、明治43年8月の講演「加藤清正卿の人物」で、三上は言う。「今日の普通教育に於ては、……さう澤山に古人の嘉言善行を學ぶ」機会が無い、この事は他の学課との兼合いもあるので「已むを得ぬことである」、しかし、「道徳上の教、倫理上の教で命令規則を頭腦の中に叩き込まれるよりも、或る場合に於いては古人の具體的事蹟を聴かされた方が、普通教育時代の人に取つては、……效能が多い。現に、日露戦争での日本人の活躍も、加藤清正軍の「蔚山籠城の如き面白き事蹟が吾々の先祖にあつて、斯の如き勇ましき龜鑑を遺して居る」、その刷込の御蔭である、と。清正の如き軍事的英傑は、啻に国家への愛着形成の媒たるのみならず、これを模倣すれば、直に愛国致命者となる。かく二重の效能の有るが故に、加藤清正は、三上には、甚だ有難い偉人であつたらう。

さて三上は、続けて、偉人顕彰に当っては、正しい愛着形成に国民を導くべく、偉人の「瑕疵」は極力これを無視せよ、と指導した。三上曰く、「誰でも人間である以上は、さう神の如くに満点の人ばかりではない」のは当然だ、「併しながら之を世間に紹介して、其人物を尊崇せしめ、随つて之から教訓を受けしめやうと云ふ

(186) 三上・前掲注(101)7頁、三上參次「皇典講究所開催賀茂本居兩大人贈位祭に於ける講演の數節」神社協會雜誌第4年第12号(明38)27頁、同・前掲注(32)12頁。

(187) 三上參次「歐米旅行雜感(承前)」史學界第5卷第3号(明36)227頁。

(188) 三上參次「加藤清正卿の人物」全國神職會々報第142号(明43)2,7頁。

には、吾々は葦山の富士の如くに古人を見なくてはならぬ」、と。山稜美しい伊豆葦山から望む富士山にも、その山腹には宝永の噴火口と云う瑕が有る。しかし、それは敢て言わない。それと同じく、偉人顕彰に於いても、偉人の良い所だけを紹介すべきだ、と言うのである。⁽¹⁸⁹⁾

要するに三上は、国家への愛着を首尾よく刷込む為には、国民の周囲には「嘉言善行」のみを敷き詰めねばならない、と考えていたのだった。⁽¹⁹⁰⁾だから、神社も、正閨論も、三上には、不要か、若しくは、有害であったのである。

第3節 喜田貞吉

1. 履歴

喜田貞吉は、明治4年、徳島県的那賀郡櫛淵村の、豊かではない農家に生まれた。小中学生の頃の喜田は、「鼻ベチャ」「チビ」の田舎者である「のみならず、性質上からも引込み思案の、臆病者で、人の前では碌々口もきけ」なかった為に、虐めの標的となり、その結果、喜田は、「反抗心の強い、僻み根性の、負嫌いな、蔭弁慶の、憎まれ者、嫌われ者に」なってしまった。そこで「ことさらにそれとは反対の行動を執るべく努力した」のは良いが、今度は「それがいわゆる習性となって、外見からはいかにも大胆な、頑固一遍の、喧嘩好きな人間として見られるようになった」、とは、喜田が自伝で述べる所である。⁽¹⁹¹⁾

成る程一見すると、喜田は紛う無き「野人」⁽¹⁹²⁾であった。「粗末な紬の着物に袴を着けたいがぐり胡麻塩頭に無精ひげをはやし、百姓おやじ然とした」⁽¹⁹³⁾姿で教壇に上り、講義は「始めから終りまで煙をくゆらして談論風発」、⁽¹⁹⁴⁾「時には少々酒気をおび」⁽¹⁹⁵⁾ていた。学界に於いても喜田は、「時に大人氣ないとすら思はれる」程に相手に食っ

(189) 三上参次「加藤清正卿の人物(承前)」全国神職會々報第143号(明43)14-15頁。

(190) 善人の育成は、確かに教育現場で実践されていた。明治末年の小学生は回想する：「教育の面からいえば、軍国も愛国も忠孝も、明治から大正初期まではそう組織的でなく、感性的、情緒的だったようだ。叩きこまれたという感じはしない。鍛えられたという気もない。ただどこを見てもそういうものが一ぱいだったということである」(中村吉治・老閑堂追想記〔社会史への歩み1、刀水書房、昭63〕95頁)。

(191) 喜田・前掲注(40)20-23頁。

(192) 喜田・前掲注(40)19頁。

(193) 森克己「喜田君と私」(昭40)同・史苑逍遙(森克己著作選集第5巻、国書刊行会・昭51)293頁。

(194) 林屋辰三郎「忘れ得ぬ恩師」同・一歴史家の軌跡(悠思社、平5)119頁。

て掛り、「妥協性に乏しく、好んで人生の逆流に處すと云ふ傾きがあ」り、「稀には聴いても小面が憎いと思ふほど剛情な點があつて、喜田と略ぼ同年の歴史家・八代国治などは、『三浦周行、喜田貞吉の兩博士と筆陣を張ることは差控へよ、兩博士とも執念深く喰ひつかれたら命とりだ』と」後進に訓戒していた程である。しかし、他方では、喜田は細心であり、講義にはデータの精確さを重んじ、「講義案はすべて頭のなかにあつて、口から出任せのような講義が、学生のノートになると、見事な論文になってい」た。⁽¹⁹⁸⁾ こうした幼少期からの二面性を喜田は生涯抱え続ける事になる。

喜田は地元の徳島中学を出ると、京都の三高、そして東京帝大文科大学国史科に進み、明治29年に卒業した。⁽¹⁹⁹⁾ 卒業後は数年して文部省に入省し、教科書審査官、後に文部編修として、教科書の審査及び国定教科書の編纂に携わった。明治44年2月、南北朝正閏論争の影響で、喜田は文部編修を休職となる。但し、三上や田中が帝大教授の職を失わなかったのと同様に、喜田も大学講師は続け、大正2年からは京都帝大文学部史学科の専任講師となり、大正13年からは東北帝国大学国史学研究室の講師も兼ねた。この間、大正9年から13年までは京都帝大の教授に任じたが、その外は講師で通した。これは喜田が自らの研究の便宜を慮っての選択であった。講師の身分であれば、研究室運営その他の学内事務は、教授の三浦周行と内田銀蔵とに任せておけば良かったのである。⁽²⁰¹⁾

翻って、正閏論争の時の喜田は官僚であった。彼は、自伝の中では、野人の自分は宮仕えに向かないと零していたが、これは半分は真実で、もう半分は韜晦であろう。幼少期から劣等感を感じていた喜田が、「野人」にも学問あるを認め、これを「一

(195) 山口栄吉「第三十七回忌の故喜田貞吉先生を偲んで」志村緑編・ありし日を偲ぶ続編(私家版、昭53) 50頁。

(196) 〔山本辨藏〕「喜田貞吉博士小傳」東北帝國大學國史學會・國史論集(大東書店、昭17) 283頁。

(197) 中山太郎「強く生きた人」歴史地理第74巻第2号(昭14) 124頁。

(198) 林屋・前掲注(194) 120頁。

(199) 以下に記した喜田の職歴は、「喜田貞吉先生年譜」東北帝國大學國史學會・前掲注(196)に依る。

(200) 東京帝大講師(明34-大2)、京都帝大講師(明41-大9)。

(201) 既に「休職期間を併せて十二年弱の在官資格」があったので、「今三年余も経てば恩給年限に到達」出来るとう云う見込みもあって、内田死後の教授承認を受諾した、とは本人の言である(喜田・前掲注(40) 176-177頁)。

躍して高級官吏の席末に列⁽²⁰²⁾してくれた文部省に恩義を感じない訳がない。実際に、この「野人」は、文部官僚としてまことに精力的に働いた。喜田と同時期に「国語の教科書編修に携っていた」、国語学者の高野辰之に依れば、文部官僚としての喜田の「手腕は抜群で、局長を凌いでいた」、と云う⁽²⁰³⁾。職務に精励する部下を、上司の大臣・小松原英太郎も買っており、彼等の関係は良好であった⁽²⁰⁴⁾。

この文部省を含め、喜田は、自分を認め、引き立ててくれた近代日本国家を信じていた。「京都御所見学の際にも、御署名の上に勲四等という見学資格者の肩書きを記」し、三高在学の折、岡山の後樂園が一般公開された際には、「明治の昭代の有難さに、われわれ土百姓の子弟までが、すきにこれを拝観することの出来る幸福をつくづく感じた⁽²⁰⁵⁾」。身分差別や民族差別には強く反対したが、「昔の大名という奴は、われわれの父祖を搾取してこんな贅沢なことをしていやがったのだ」などと罵る社会主義者の思考には終ぞ縁が無かった⁽²⁰⁶⁾。要するに、喜田は、執念深い劣等感を抱えていた為、韜晦して自分の「野人」振りをひけらかしたが、それ故にこそ、そんな自分を認めたくれた国家を深く愛していたのである。

2. 思想と業績

この様な喜田が、自らの専門能力を発揮して、「過去の事実を基礎とせる歴史」を「現在及將來の針路を定むべき……羅針盤」として用い、「百年の長計を確立し國家を磐石の安きに置⁽²⁰⁷⁾」こうとしたのは当然であった。そして、多岐に亘る彼の研究は、「みな、「差別の解消」という一つのテーマに収斂していた」事が知られている⁽²⁰⁸⁾。具体的には、喜田は自らの歴史研究に依って、被差別部落問題やアイヌ民族・

(202) 喜田・前掲注(40) 19頁。

(203) 森克己「喜田貞吉先生についての思い出」志村緑編・前掲注(195) 46頁。

(204) 喜田貞吉「小松原英太郎氏の薨去」(大8)同・喜田貞吉著作集第13巻(平凡社、昭54) 31-32頁。小松原は結局は喜田を切り、代って北朝抹殺論に依る教科書を書かせたが、それ迄は、両者の意思は疎通していた。その事は、喜田(「南北朝論」、六十年の回顧)と小松原(小松原英太郎「自叙経歴一斑」小松原英太郎君傳記編纂実行委員会編・小松原英太郎君事略〔木下憲、大13〕85-86頁)との弁明が、略々同一の材料と論理とを有する事からも知られる。彼等は異口同音に、「宮内省から騙された」「南北朝問題を惹起したるは、宮内省に於て御歴代表を決定せざるに由る」として、責任を回避しようとしているが、恐らくは文部省内で口裏を合わせたのであろう。

(205) 喜田・前掲注(40) 74頁。

(206) 喜田・前掲注(40) 74頁。

(207) 振〔喜田貞吉〕「史學應用の要(評論及彙報)」歴史地理第21巻第5号(大2) 515頁。

(208) 小熊英二・単一民族神話の起源——〈日本人〉の自画像の系譜(新曜社、平7) 121頁。

朝鮮民族と日本民族との間の民族問題を解決して、以て日本国家の統治領域内に於ける、臣民の平等を実現せんとしたのであった。

(1) 混合民族論

喜田は混合民族論者であった。混合民族論とは、日本人は、朝鮮民族、南方系民族、アイヌ民族、大陸系民族等、複数の民族から構成される、と云う言説である。歴史学の世界では、明治20年代から、星野恒や久米邦武等の修史館史学者が唱え、その後は吉田東伍等に依って継承された。初めの内は、単一民族論を奉ずる神道家・国学者からの風当たりが強かったものの、当時の科学的知識に裏打ちされていた為に、混合民族論は次第に社会に浸透して行った。⁽²⁰⁹⁾ 取分け日露戦争後は、日本人の高い同化力を拡充せよと説く東西文明調和論の流行や、韓国併合に後押しされ、「混合民族論は、できるだけ認めたくない事実ではなく、日本民族の誇りとして積極的に打ちだされるものに転換していた」⁽²¹⁰⁾。

喜田の歴史学は、この混合民族論の1つに数えられる。喜田は言う、「列島の先住民族たちは、「丁度今日台湾の生蕃」の様に、「互に統一する所も無くして、争鬭を事として居り、甚だ憐むべき状態であった」、そこに天皇家が率いる「天孫民族」が降臨したのだが、「先住の人民は悉く之れを殺してしまつて、さうして人間の入れ替りをしたといふ氣遣ひは決してありませぬ」、「先住民を安らげく治め給ひ、それを同じ幸福な仲間にしてしまふと云ふのが、我が皇室の御先祖が高天原からお降りになつた天の使命である」、そして天孫民族は、先住異民族を差別することなく民族間結婚を積極的に行ない、複合民族たる日本民族が形成された」⁽²¹¹⁾、と。

この、混合民族を平和裡に形成した、民族の同化力を、明治の我々日本人も被差別部落民に対しても發揮すべきである、と云うのが、同時代社会に向けた、喜田の実践的な主張であった。例えば、被差別民に就いて、その根源は、過去に於いて日本民族に「同化しそこなつた」同胞である。彼等は同化し損なつた結果、マジョリティーと通婚する機会が減つた。その為、マジョリティーと被差別民とは、根は同じ混合民族であるが、民族的な「混合量の濃淡」、即ち、複数の民族の血の混合率

(209) 小熊・前掲注(208) 88-91頁。

(210) 小熊・前掲注(208) 110-113頁。

(211) 小熊・前掲注(208) 123頁。

を異にするに至った、しかし、流れている民族の血の種類は変らない、「それなら、風俗・言語を「我々と同じ」にし、混血を推進して「濃淡」を調整してやれば、両者の区別は消滅するはずだ」、同化力に富む我々の民族性を発揮しようではないか、と喜田は主張したのである。⁽²¹²⁾

異民族である朝鮮民族や台湾の諸民族に対しても、喜田は、文化的な同化と混血とを通じて、混合民族・日本人の中に包摂せんとした。喜田曰く、同化が進めば、帝国領土に在りと「あらゆる種族は……天皇の仁慈と威烈とのもとに、精神的に天孫種族となり了」るのであろう、「近く併合せられたる朝鮮・台湾等の住民のごときも、また必ず同一の経路を踏んで、ことごとく同一の日本民族となるべき運命を有するものであらねばならぬ」、と。⁽²¹³⁾

「思想的に同一民族なることを意識すること」

以上の如き喜田の主張は、民族の血の共通性と云う物質的な基礎の上に立っている。しかし、喜田によれば、幾ら混血を繰返したとて、全ての民族構成員の肉体的に完全なる同化は不可能である。それ故、厳密に考えれば、日本民族の構成員は、恰も同じであるかの如くに「なりすまして」いるに過ぎない事になる。

そこで喜田は、民族の同一性は、物質的基礎のみならず、「言語・風俗・信仰等、物質的以外の方面」の「形而上の事柄」に依っても支えられている、とした：⁽²¹⁴⁾

いわゆる日本民族は物質的には雑多の要素の結合から成り立っている。したがって隔世遺伝によって父子兄弟等一家族の間にも、時として種々の変わった体型があらわれてくるのであるから、単に物質上の研究のみからは、いわゆる日本民族構造の要素を知るを得ても、その起原発達の蹟を明らかにすることはできない。いわゆる日本民族は思想的に同一民族なることを意識することによって初めて成立すべきものである。⁽²¹⁵⁾

(未完)

(212) 小熊・前掲注 (208) 123-125頁。

(213) 喜田貞吉「日本太古の民族について」(大7) 同・喜田貞吉著作集第8巻(平凡社、昭54) 51頁。

(214) 喜田貞吉「日鮮両民族同源論」(大10) 同・前掲注 (213) 370頁。

(215) 喜田貞吉「日本民族史概説」(昭4) 上田正昭・喜田貞吉——歴史学と民俗学(日本民俗文化大系5、講談社、昭53) 225頁。